



平成 30 年（行ウ）第 93 号、同 98 号ないし第 104 号
国籍確認等請求事件

原 告 原告 1 外 7 名
被 告 国

準備書面（18）

2020 年 5 月 15 日

東京地方裁判所民事第 2 部 A 係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 近藤 博 徳

弁護士 植名 基 晴

弁護士 仲 晃 生

弁護士 仲 尾 育哉



| | |
|---|-----------|
| 第1　はじめに——本件訴訟の争点 | 8 |
| 第2　法11条1項の立法目的「国籍変更の自由の保障」の検討 | 9 |
| 1 「国籍変更の自由の保障」の意味内容 | 9 |
| 2 法13条による国籍変更の自由の保障——法11条1項の存在意義 | 9 |
| 3 法11条1項は国籍変更を強制するものであり、変更の自由の保障と本質的に相反するものであること | 10 |
| 4 法11条1項を国籍変更の自由を保障する規定とするのは旧法時代の位置付けに基づく考え方であること | 11 |
| 5 限定的な場面では法11条1項が「国籍変更の自由の保障」に資するが本件とは無関係であること | 14 |
| 6 結論 | 18 |
| 第3　法11条1項の立法目的「複数国籍の防止」の検討 | 19 |
| 1 法11条1項が企図する複数国籍防止の具体的な内容 | 19 |
| (1) 法11条1項により生じる効果と「複数国籍の防止」という目的の関係 | 19 |
| (2) 日本国籍を喪失させることの根拠について | 19 |
| 2 「複数国籍防止」の前提——複数国籍の発生が不可避であり完全な防止・解消が不可能であること | 20 |
| (1) 主権尊重の原則(国内管轄の原則)と「複数国籍防止」の関係 | 20 |
| (2) 複数国籍に対する国籍法制の多様さ | 21 |
| 3 我が国の国籍法における複数国籍防止の要請の根拠(「複数国籍による弊害」の検証) | 23 |
| (1) 外交保護権の衝突 | 24 |

| | |
|---|-----------|
| (2) 兵役義務の抵触 | 25 |
| (3) 納税義務の抵触 | 26 |
| (4) 適正な入国管理の阻害 | 26 |
| (5) 重婚の発生 | 27 |
| (6) 単一国籍者が得られない利益を享受する者の発生 | 28 |
| (7) まとめ | 29 |
| 4 国籍法における「複数国籍防止」という立法政策の具体的な内容 | 30 |
| (1) 複数国籍の発生をもたらす制度 | 31 |
| (2) 複数国籍の発生を防止する制度 | 31 |
| (3) いったん発生した複数国籍を解消する制度 | 32 |
| (4) 複数国籍による弊害に対する国籍法の姿勢 | 32 |
| (5) 国籍法が複数国籍の解消を本人の意思に委ねることの理由(日本国籍を保持することの重要性 に対する国籍法の評価) | 33 |
| 5 国籍法における複数国籍防止の立法政策と法11条1項の整合性 | 34 |
| 6 法11条1項の場面に限って厳格に複数国籍防止を要求する必要性の有無 | 35 |
| 7 2つの立法目的(「国籍変更の自由の保障」と「複数国籍防止」)の関係 | 35 |
| 第4 憲法10条、13条、22条2項適合性 | 38 |
| 1 日本国籍の剥奪が厳しく制約されること | 38 |
| (1) 国民主権原理及びそれに基づく代表民主制の原理からの制約 | 39 |
| (2) 基本的人権尊重原理からの制約 | 40 |
| (3) 「個人の尊重」原理(憲法13条)からの制約 | 40 |
| ア 人格権の侵害 (各人の固有の存在意義・目的及び個性に関連して) | 41 |

| | |
|--|----|
| (ア) 原告1 原動力となるルーツに対する確信と生きる目的、先祖に対する申し訳なさ、言葉を詰 まらせる精神的負担 | 42 |
| (イ) 原告2 喪失感と苦しみ、疎外感、知らなかつたことの罪悪感 | 43 |
| (ウ) 原告4 当たり前過ぎて考えるまでもないこと、疎外感を招く剥奪 | 44 |
| (エ) 原告5 抱え込まれた秘密、名前と結びついた日本国籍、根無し草、日本国の主権者として 成長したいという生きる目的 | 45 |
| (オ) 原告6 「自分のアイデンティティの半分がなくなる」、疎外感を招く剥奪 | 46 |
| (カ) 原告7 心の拠り所、安心感 | 46 |
| (キ) 原告8 いつも意識してきた日本国籍 | 47 |
| (ク) 在外国民の日本国籍に対する思い | 47 |
| (ケ) 人格権に関する総括 | 49 |
| イ 自己決定権の侵害（各人の個性とその自由な発展に関連して（1）） | 49 |
| (ア) 選べない二者択一 | 49 |
| (イ) 人格や生きる目的が否定される | 49 |
| (ウ) 苦悩の責任が押しつけられる | 50 |
| (エ) 制度化された暴力、棄民 | 51 |
| (オ) 自己決定権に関する総括 | 51 |
| ウ 幸福追求権の侵害（各人の個性とその自由な発展に関連して（2）） | 52 |
| (ア) 日本国民の幸福追求・自己実現にとっての日本国籍の重要性 | 52 |
| (イ) 在外国民の幸福追求と居住国籍取得 | 54 |
| (ウ) 幸福追求権に関する総括 | 57 |
| (4) 憲法22条2項からの制約 | 57 |
| 2 国籍剥奪立法の合憲性審査基準 | 58 |
| 3 法11条1項の違憲性——「国籍変更の自由の保障」という立法目的 | 59 |

| | |
|--|-----------|
| 4 法11条1項の違憲性——「複数国籍防止」という立法目的 | 61 |
| (1) 立法目的の検討 | 61 |
| (2) 手段の検討 | 62 |
| ア 代替手段 | 62 |
| イ 過小包摶 | 63 |
| ウ 小括 | 63 |
| (3) 小結 | 64 |
| 5 結論 | 64 |
| 第5 憲法14条1項適合性 | 65 |
| 1 差別的取扱の存在 | 65 |
| (1) 差別的取扱が存在する場面 | 65 |
| (2) 差別的取扱の具体的な内容 | 67 |
| ア 国籍選択の機会 | 67 |
| イ 日本国籍を保持する機会 | 67 |
| 2 法11条1項の憲法14条1項適合性を判断する基準 | 68 |
| (1) 憲法14条1項と同10条の関係 | 68 |
| (2) 憲法14条1項適合性の判断基準 | 69 |
| 3 法11条1項の違憲性——「国籍変更の自由の保障」という立法目的 | 70 |
| (1) 立法目的の合理性 | 70 |
| (2) 立法目的とその達成手段としての法11条1項による差別的取扱の合理的関連性 | 71 |
| (3) 小結 | 71 |
| 4 法11条1項の違憲性——「複数国籍防止」という立法目的 | 72 |
| (1) 立法目的の合理性 | 72 |

| | |
|---|-----------|
| (2) 立法目的とその達成手段としての法11条1項による差別的取扱の合理的関連性..... | 73 |
| ア 合理的関連性についての考え方 | 73 |
| イ 当然取得の場面との差別的取扱について | 73 |
| ウ 生来的取得による複数国籍の場面との差別的取扱について | 76 |
| エ 日本国籍の志望取得の場面との差別的取扱について | 77 |
| オ 上記①乃至③と法 1 1 条 1 項との差異 | 79 |
| (3) 小結 | 81 |
| 5 結論 | 81 |
| 第6 立法事実の変遷 | 82 |
| 1 はじめに | 82 |
| 2 法11条1項を裏付ける立法事実 | 82 |
| 3 1984年改正後の立法事実の変遷 | 83 |
| (1) 1984(昭和59)年改正 | 83 |
| (2) その後の立法事実の変遷 | 83 |
| ア 複数国籍者の増大 | 83 |
| イ 複数国籍の弊害のおそれが現実的なものではないことの認識の広がり | 84 |
| ウ 外国の法制の分析を通じた複数国籍の許容可能性に関する調査検討の進展 | 84 |
| エ 外国籍の志望取得を理由に自国の国籍を喪失させる制度の廃止の流れ | 84 |
| 4 結論 | 85 |
| 第7 原告7及び原告8の訴えの利益 | 86 |
| 1 今まさに幸福追求権が侵害されていること | 86 |

2 事後の金銭賠償では救済にならないこと 88

3 結論 88

第8 被告の過失 国家賠償責任 89

1 違憲の規定であり、速やかな改廃がなされるべきであったこと 89

2 被告の過失と不作為、損害の発生 89

3 結論 92

第9 おわりに——違憲判断がなされるべきこと 93

第1 はじめに——本件訴訟の争点

本件は、外国に帰化した原告1乃至原告6が日本国籍を有することの確認を、外国への帰化を予定している原告7及び原告8が外国籍を取得しても日本国籍を失わない地位にあることの確認を、それぞれ求めると共に、被告が1950(昭和25)年の現行国籍法(以下、単に「法」という)制定時若しくは遅くとも1984(昭和59)年の同法改正を契機として同法11条1項を廃止若しくは国籍離脱意思のない者については日本国籍を自動的に喪失させない制度に改正する等すべきであったのにそれを怠り、そのことによって原告1乃至原告6が外国籍の取得によって日本国籍を喪失したと扱われたことによって精神的苦痛を被ったことに対する慰謝料として、原告1乃至原告6が被告に対し、損害賠償を請求することを内容とする訴訟である。

本件における主要な争点は、法11条1項の違憲性、原告7及び原告8の訴えの利益、及び原告1乃至原告6の被告に対する国家賠償請求における被告国の故意過失の有無である。

そしてこのうち、法11条1項の違憲性については、具体的には国民主権原理及び基本的人権尊重原理違反、憲法13条・22条2項違反、及び憲法14条1項違反が争点である。

本書面では、これまで原告が主張したところのまとめとして、法11条1項の立法目的について分析をした上で、国民主権原理及び基本的人権尊重原理違反、憲法13条・同22条2項違反、及び憲法14条1項違反について、順次論じる。その上で、原告7及び原告8の訴えの利益、並びに原告1乃至原告6の国家賠償請求に関する被告の故意過失について論じる。

第2 法11条1項の立法目的「国籍変更の自由の保障」の検討

1 「国籍変更の自由の保障」の意味内容

ここで言う国籍の変更とは、日本国籍から外国籍への変更、すなわち新たに外国籍を取得し、従前有する日本国籍を離脱・放棄することである。したがって、法11条1項の立法目的における「国籍変更の自由」とは、外国籍を取得して日本国籍を離脱・放棄することについての自由であり、この自由を保障するのが法11条1項の立法目的である、とするものである。

ところで、上述の外国籍の取得と日本国籍の離脱・放棄の2つの側面のうち、国籍法を含む日本の法律で制御（制限したり自由を保障したり）することが可能なのは、日本国籍の離脱・放棄のみである。したがって、法11条1項の立法目的とされる国籍変更の自由の保障とは、さらに具体的に言うならば、（外国籍が取得できることを前提とした）日本国籍の離脱・放棄の自由の保障を意味することになる。

2 法13条による国籍変更の自由の保障——法11条1項の存在意義

しかしながら、日本国籍の離脱に関しては、憲法22条2項による国籍離脱の自由の保障を受けて法13条がその手続を定めるものとして1950（昭和25）年に制度が設けられている。そして、具体的に見ても、元々日本国籍のみを有する者が新たに外国籍を取得したときは、法13条によって届出（国籍法施行規則3条2項、昭和59年11月1日法務省民五第5506号民事局長通達付録第5号様式）をするのみで極めて簡単に日本国籍を離脱し、日本国籍か

ら外国籍へと国籍の変更をすることが可能になっており、これにより日本国籍から外国籍への国籍変更の自由は十分に保障されている。

したがって、外国籍を取得した日本国民が日本国籍の離脱を希望する場面においては、「法11条1項が適用されることによって、はじめて国籍変更の自由が保障される」という事態は生じ得ないのであり、法11条1項は国籍変更の自由の保障にとって不要な規定であり、固有の存在意義を有しない。

3 法11条1項は国籍変更を強制するものであり、変更の自由の保障と本質的に相反するものであること

法11条1項は、本人が自己の志望により外国籍を取得したときは、その外国籍取得と同時に、当然かつ自動的に日本国籍を喪失させるものである。同条による日本国籍の喪失にあたり、本人に日本国籍を離脱する意思は必要とされず、本人が日本国籍の離脱を希望していない、あるいは本人が日本国籍の保持を希望したとしても、その意思や希望に関わらず日本国籍を喪失させるものであるとされている。

そして、上述の通り外国籍を取得した日本国民が日本国籍の離脱を希望する場合には法13条により日本国籍を離脱すればよいのであるから、法11条1項の固有の存在意義は、外国籍を取得した本人の意思に関わらず自動的かつ強制的に日本国籍を喪失させる点にある。

しかしながら、国籍変更の自由の保障とは、本人が日本国籍から外国籍への移行を希望する場合にその希望を実現する手段を確保することであり、外国籍を取得した日本国民が日本国籍の離脱を希望しない場合に、本人の意思に反して日本国籍を離脱（喪失）させることは、国籍変更の自由の保障と本質的に相反するものである。

したがって、法11条1項が外国籍を取得した日本国民の日本国籍を強制的に喪失させることをもって「国籍変更の自由を保障するものである」とするには誤りである。

4 法11条1項を国籍変更の自由を保障する規定とするのは旧法時代の位置付けに基づく考え方であること

(1) 法11条1項は、旧国籍法20条の規定が1950(昭和25)年の現行国籍法制定の際に法8条としてほぼ同一の文言のまま引き継がれ、さらに1984(昭和59)年改正の際にも同一の文言で法11条1項として存続したものである。被告はかかる経緯を前提として、「旧国籍法20条は、国家は個人の意思に反して自国の国籍を強制すべきでないという国籍自由の原則の発現」であり、同条を「踏襲した法11条1項もまた、国籍自由の原則、すなわち、国籍変更の自由の保障を基礎に置いていることは明らかである。」と主張し、その根拠として乙18(3頁乃至6頁、57頁)を挙げる(被告準備書面(1)10頁、21頁)。

(2) しかしながら、1899(明治32)年の旧国籍法制定時の旧法20条の立法趣旨について、政府は「自己ノ意思ヲ以テ日本ヲ離レテ外國ノ國籍ニ入ル者ハ強ヒテ之ヲ日本人ト為シ置クモ毫モ日本ニ益ナキノミナラス國籍ノ積極的衝突ヲ生スル弊害アリ」としており(甲17)、旧法制定時には同法20条に「国籍変更の自由の保障」という立法目的があったとは認められない。

(3) 旧法施行後の1938(昭和13)年に発行された文献においては、旧法20条を国籍変更の自由と関連づける論述が見られる(乙18(3頁乃至6頁))。しかしながらこの論述は、旧国籍法20条が創設された40年ほど後に、一研究者によって「旧法20条にはこのような機能・効用が認められる」として提唱されたものであって、立法時に立法権限を有する者において立法者意

思として述べられたものではない。したがって、「国籍変更の自由の保障」を旧法20条の立法目的と位置付けること自体が誤りである。

(4) また、このことを措いても、乙18の上記論述は、旧国籍法が一般的・原則的な日本国籍の離脱の自由を認めていない中で、個別的に日本国籍の離脱について規定した同法20条（自己の志望による外国籍の取得による日本国籍の喪失）や20条の2第2項（外国で生まれたことにより外国籍を取得した日本国民の志望による日本国籍の離脱）、20条の3（20条の2第1項の外国以外の国で生まれたことにより外国籍を取得した日本国民の志望及び法務総裁の許可による日本国籍の離脱）について、日本国籍の離脱に直接向けられたものではないにしても、本人の意思を契機として日本国籍の離脱を認める数少ない制度の一つと捉えたものである。このことは、乙18・6頁において「固より国籍変更は絶対に自由なるものでは決して無く、一定の制限に服していること言う迄も無い。」と述べられているところからも明らかである。

なお、先に引用した「旧国籍法20条は、国家は個人の意思に反して自国の国籍を強制すべきでないという国籍自由の原則の発現」であるとの被告の主張（被告準備書面(1)10頁、21頁）は、あたかも旧国籍法においても国籍自由の原則が一般的に認められていたかのように論じる点で誤りである。旧国籍法においてはむしろ、国籍自由の原則（特に日本国籍の離脱に関する自由）は一般的に認められておらず、限定的な場面で例外的に許容されていたに過ぎない。

(5) 原告ら準備書面(8)7頁乃至8頁の(3)乃至(5)で論じたとおり、旧法時代は、今日よりも「国籍は一つであるべきもの」という要請が高く、旧法の制度上も「外国籍を取得した者は日本国籍を喪失する」というルールがより明確に存在していた（外国籍の当然取得によって日本国籍を喪失する旧法18条・19条・23条など）。また日本人の国外への移動も頻繁ではな

かつたことから、「外国籍を取得して外国に移住したらその地に住み続けるのだろうからもはや日本国籍は不要なもの」という意識が本人にもまた周囲にも広く存在していたものと推測される。これらのことから、自己の志望によって外国籍を取得した者は、むしろ自分の意思によって日本国籍を離脱し外国に帰属することを選んだものとみなすことはごく自然なこととされ、その者の日本国籍を失わせることは、むしろ本人の意思による日本国籍の離脱を認める制度と位置づけられたものと理解される。

(6) 以上の通り、「国籍変更の自由の保障」は旧法20条の立法時に立法目的として提示されたものではなく、またこれを後に発見・提唱された旧法20条の効用・機能と見たとしても、それは旧国籍法が一般的な日本国籍の離脱を認めていなかったことを前提として初めて有用性を發揮するものであった。さらに、「国籍は一つであるべきである」という当時の強い要請や社会一般の認識から、外国籍を志望取得したときは（日本国籍離脱の明確な意思表示がなくても）日本国籍を離脱する意思があるものと見做すことに比較的抵抗が少なかった、という当時の事情も相まって、旧法20条を本人の意思によって外国籍を取得し日本国籍を離脱することを容認する制度、即ち「国籍変更の自由を保障した制度」と位置づけられることになったものである。

(7) 1950(昭和25)年の旧法廃止、現行法制定に際し、憲法22条2項による国籍離脱の自由の保障を受けて、国籍法は日本国籍の離脱を無条件で（但し無国籍防止のために外国籍を有すること、及び真意による国籍届出がなさることは必要である）認める規定を設けた（改正前現行法10条（現行法13条））。これにより、旧法20条を国籍変更の自由を保障するものと位置づけるための前提条件は消滅した（このことは、個別的に日本国籍の離脱を認める旧法20条の2第2項や20条の3が現行法に引き継がれなかつたことからも明白である）。したがって、旧法20条をそのまま引き継いだ改

正前現行法8条を、旧法20条と同じ意味内容で「国籍変更の自由保障」という効用・機能を有する規定であると位置づけることは不可能となった。

しかるに、1950（昭和25）年の現行法制定の際に、改正前現行法8条に国籍変更の自由を保障するという機能があるのか否か吟味検討されないまま、漫然と旧法20条を引き継いだものであることは、現行法制定時の立法過程の議論から明らかである（甲21・甲22・甲51乃至甲56、原告ら準備書面（3）8頁乃至10頁）。そして、1984（昭和59）年国籍法改正の際にも、上記の点について何ら吟味検討されなかつたことは、言うまでもない。

(8)以上の通り、法11条1項の立法目的とされる「国籍変更の自由の保障」は、一般的な国籍離脱の自由が認められていなかつた旧国籍法の法制を前提としたものであり、国籍離脱の自由が保障されている現行法下において成り立ち得ないことは明らかである。

5 限定的な場面では法11条1項が「国籍変更の自由の保障」に資するが本件とは無関係であること

(1) 外国籍を取得した者が日本国籍の離脱を希望する場合には法13条の国籍離脱の手続によってこれを実現することが可能であり、この場面において法11条1項に固有の存在意義はないことは、上述したとおりである。

(2) これに対して、日本国民が帰化等により外国籍を取得しようとする場合において、当該外国の国籍法制において、国籍取得の条件として国籍取得と同時に従前の国籍（すなわち日本国籍）を失うことを要求しており（すなわち我が国の法5条1項5号の原国籍離脱要件と同様の要件を課しており）、当該外国の国籍取得と同時に原国籍を離脱することができない場合に原国籍を保有したまま国籍取得を認める規定（すなわち我が国の法5条2項と同様の

救済規定)を置いていない場合には、法11条1項が存在することによって、初めてこの日本国民が当該外国の国籍を取得することができるようになる（甲57・田代論文510頁乃至511頁。原告ら準備書面(3)15頁(2)以下）。

(3) ただし、この見解は1950（昭和25）年に現行国籍法が制定されたおよそ四半世紀後の1974（昭和49）年に、一研究者によって「改正前現行法8条にはこのような機能・効用が認められる」として提唱されたものであって、立法時に立法権限を有する者（すなわち国会）において「改正前現行法8条の立法目的である」として述べられたものではない（甲57・田代論文にも、その見解の根拠として現行法制定時の立法趣旨に関する国会答弁や、文献の引用は見られない）。また、1984（昭和59）年の法改正時においても、このような見解が現行法11条1項の立法目的として立法者（すなわち国会）によって明示されたことはない。立法に関与した個々の人物が上記のような法11条1項の機能・効用を認識していたか否かは不明であるが、少なくともこれを立法者によって示された立法目的と位置付けることは誤りというべきである。

(4) また、そのことを措いても、このような機能・効用が有用性を発揮するのは、

- ① 本人が日本国籍を離脱し外国籍を取得することを希望する場合であること
 - ② 当該外国の国籍法制において国籍取得と同時に原国籍を離脱することを要件としていること
 - ③ 国籍取得と同時に原国籍の離脱ができない場合は原国籍を離脱しないで国籍取得を認める旨の救済規定が存在しないこと
- という条件が全て揃った事案に限定される。

本人が日本国籍を失ってまで外国籍を取得することを望まない場合は、そもそも上記の機能・効用が発揮されることが予定される場面ではないし、外国法がその国籍の取得と同時に原国籍を離脱することを要件としていない場合（例えば本件原告らが帰化あるいは帰化を希望しているスイス、フランス、リヒテンシュタイン、その他多くの国のように帰化による複数国籍の成立を許容する国や、韓国国籍法10条（乙7）のように帰化後一定期間中の原国籍離脱を求めている場合）、我が国の国籍法5条2項のように帰化と同時の原国籍離脱が困難な場合はその要件を免除する制度を当該外国が有している場合には、外国籍取得と同時に日本国籍を喪失させる必要性は存在せず、いったん外国籍を取得した後に、本人の選択に基づき、法13条によって日本国籍を離脱すれば足りる。

そして、国籍取得に際し上記の②及び③の要件を課する法制の国が、現在世界中に何カ国存在するのか、また現実問題としてそのような法制の国の国籍取得を希望する日本国民がどのくらい存在するのか、言い換えれば上述のような法11条1項の機能・効用の現実的必要性がどの程度存在するのかは、甲57・田代論文においては言及されておらず（甲57（510頁乃至511頁））、もちろん被告国においても何ら提示されていない。

したがって、このような機能・効用を維持するために法11条1項を存続させる必要性については何ら検証されていないのである。

(5) さらに、仮に上記のような法11条1項の機能・効用が現実的な有用性を持つ（すなわち一定範囲で適用の必要性が存在する）としても、その適用場面は上述した機能・効用が発揮される場面に限定すれば足りるのであり、それ以外の場面、すなわち外国籍の取得と同時に原国籍を離脱させなくとも外国籍の取得が可能な場面において法11条1項を適用して日本国籍を喪失させる必要は存在しない。そして本件は法11条1項によって原告らの日本国籍を喪失させなければ原告らがスイス・フランス・リヒテンシュタインの各

国に帰化することができない、という事案ではない。したがって、本件は上記の限定された機能・効用とは無関係な事案である。

しかるに法11条1項の文言からは、同条項の適用範囲を上記の場面に限定することを可能とするような限定解釈は到底不可能である。したがって、法11条1項は上記の機能・効用が有用性を発揮する場面を超えて、日本国籍を喪失させる必要のない場面においてまで日本国籍を喪失させるものとなっており、日本国籍の喪失という日本国民にとって重大な不利益を、本来必要な範囲を逸脱して過度に広範に生じさせている。

(6) なお、被告は法11条1項の立法目的について、「「自己の志望によって」外国国籍を取得した者については、国籍変更の自由を保障している以上、重国籍防止の観点から、当然に従来の国籍を放棄する意思があると見るべき」である、と主張する（答弁書37頁）。このように、被告は法11条1項が国籍変更の自由の保障と複数国籍防止という機能を同時に発揮すると捉えているものと理解される。

他方、甲57・田代論文が指摘する限定的な場面では、外国法が複数国籍を厳格に防止する制度を探っているがために当該国籍取得と同時に日本国籍を喪失させなければならない。この場面で法11条1項は、「外国籍取得のために日本国籍を喪失させる」機能を有するのであって（日本国籍の喪失は外国籍取得の手段である）、被告が主張するような「複数国籍防止の観点から」日本国籍を喪失させるものではない。したがって甲57・田代論文が指摘する限定的な場面（法11条1項が国籍変更の自由を保障するという有用性を発揮する唯一の場面である）では「国籍変更の自由の保障」と「複数国籍の防止」が法11条1項の立法目的として並立することはあり得ない。

これを前提に被告の上記主張を見るならば、「国籍変更の自由の保障」と「複数国籍の防止」が法11条1項の立法目的として並立すると主張する被

告は、甲57・田代論文が指摘する限定的な場面における法11条1項の機能をその立法目的としては想定していないことが明らかである。

6 結論

以上の通り、甲57・田代論文が指摘する限定された場面を除いて、法11条1項には国籍変更の自由を保障する機能は存在しない。したがって、「国籍変更の自由の保障」という立法目的と、法11条1項が現に有する機能・効果との間には重大な齟齬がある。

第3 法11条1項の立法目的「複数国籍の防止」の検討

1 法11条1項が企図する複数国籍防止の具体的な内容

(1) 法11条1項により生じる効果と「複数国籍の防止」という目的的関係

法11条1項は、日本国民が自己の志望によって外国の国籍を取得したときには、その外国籍取得と同時に、自動的に日本国籍を喪失させる。これによって日本国籍と外国籍を同時に保有する状態の発生は回避され、複数国籍の防止という効果が認められる。

法11条1項はこのように外国籍を志望取得した者の日本国籍を即時かつ自動的に喪失させることによって複数国籍の発生を防止させることを目的とする制度である、と説明される。

(2) 日本国籍を喪失させることの根拠について

ア 複数国籍の発生を防止するために、外国籍を志望取得した者の日本国籍を喪失させることの根拠について、被告は、「「自己の志望によって」外国国籍を取得した者については、国籍変更の自由を保障している以上、重国籍防止の見地から、当然に従来の国籍を放棄する意思があるとみるべき」である、と主張する（答弁書37頁）。

イ しかしながら、既に指摘したとおり、日本国民が外国籍を取得して日本国籍を離脱することを希望する場合には、（甲57・田代論文が指摘する機能・効用が有用性を發揮する極めて限定的な場面を除いて）法13条の国籍離脱制度によってその要請は充足され、また同時に複数国籍の解消も実現されるのであるから、この場面において法11条1項の存在意義はない。

法11条1項の固有の存在意義は、本人の意思に反して日本国籍を喪失させる点にあるのであるから、かかる制度の根拠を本人の国籍離脱の意思に求めることはできない。また同様の理由から、外国籍を志望取得した者に日本国籍離脱の意思があるものと擬制することも根拠がない。

ウ このように考えるならば、法11条1項が外国籍を志望取得した者の日本国籍を喪失させることの根拠は、本人の離脱意思（ないしは擬制された離脱意思）ではなく、まさに複数国籍の防止解消の必要性そのものに求めるほかない（甲63・木棚338頁乃至339頁）。

したがって、複数国籍の発生防止のために本人の意思に反して日本国籍を喪失させることの合理性如何を判断するにあたっては、複数国籍を防止すべき必要性の具体的な内容の検討、我が国の国籍法が採用する複数国籍防止のための具体的な政策の検討、複数国籍防止の必要性や国籍法が採用する複数国籍防止のための具体的な政策と法11条1項の整合性の検討、等を行う必要がある。

2 「複数国籍防止」の前提——複数国籍の発生が不可避であり完全な防止・解消が不可能であること

（1） 主権尊重の原則（国内管轄の原則）と「複数国籍防止」の関係

ア ある国が自国とどのような関係を持つ者に対して国籍を与えるかは、その国の対人主権の行使に関わる事柄であり、その決定に他国が介入することは許されない、という国際法上の大原則が存在する（「主権尊重の原則」あるいは「国内管轄の原則」）。これを前提とするならば、国籍の得喪の要件は各国が自由に定めることができる結果、複数国籍の発生は不可避となる。また、いったん発生した複数国籍を国家主権の制限若しくは諸外国との協調なしに解消することも不可能である。

イ このことは国籍法に関する研究分野における常識であり、いうなれば複数国籍の発生と存続が国籍制度の本質的な属性ということができる（甲27。被告も「国籍の得喪に関する立法は、各国の専属的国内管轄事項とされており、国籍立法の多様性の必然的結果として、一方においては、一個の人間が同時に二以上の国籍を有する場合（重国籍、国籍の積極的抵触）が生じ…得ることになる。」としている（答弁書33頁乃至34頁）。また、江川（甲152）、木棚（甲63）も複数国籍の発生が避けられないことを当然の前提としている。）

ウ 被告は、「国籍唯一の原則は国籍概念の本質的な考え方と理解されている」（答弁書33頁イ（ア）見出し）、「「国籍唯一の原則」は、国籍の存在意義から当然導かれる原理ないし国籍立法のあるべき姿として、古くから今日に至るまで国際的に承認してきた」（答弁書34頁）等と主張する。しかしながら、「主権尊重の原則」あるいは「国内管轄の原則」を前提とするならば、「複数国籍防止」はむしろ、国籍制度から必然的に発生する複数国籍を人為的に防止解消することを目的とした立法政策、と位置付けるのが正しい。被告の主張する内容は、「複数国籍による弊害が古くから唱えられていたことに伴い複数国籍防止という立法政策の必要性も古くから論じられてきた」というものと理解するのが適切である。

（2） 複数国籍に対する国籍法制の多様さ

ア 各国の国籍法制を対比すると、特にヨーロッパ諸国のように比較的広く複数国籍を肯定する国籍法制を有する国もあれば、逆に中国のように明文規定を以て複数国籍を禁止する国も存在する（乙6・但しかかる法制下にあってさえ複数国籍を回避し得ないことは、甲39、甲105からも明らかである）。また、近時、複数国籍の発生を部分的に肯定する方向への法改正を実現した国もある（乙7・韓国国籍法）。

そして、日本の国籍法が採用する複数国籍防止制度の内実はまた、これらの国のどの国籍法制とも異なっている。

イ 例えば、後述する複数国籍による弊害として挙げられるものの一つである「兵役義務の衝突」について見ると、実際に徴兵制度を有し国民に兵役義務を課している国にとっては、複数国籍者における兵役義務の衝突の調整は現実的な問題である。これに対して日本のように徴兵制度のない国においては、複数国籍による兵役義務の衝突自体が考えられない。また、「外交保護権の衝突」については、周辺国と深刻な対立関係を有する国にとっては、そのような国際環境にない国と比べて、そのおそれについて敏感になることも考えられる。

このように、複数国籍を巡る弊害とされるものの具体的な危険性については各国が置かれた状況によって様々であり、それに応じて複数国籍を防止すべき必要性も様々であり得る。

あるいは、複数国籍による弊害の有無や強弱とは別に、国民の統合や統治権の強化のために複数国籍の防止解消を図る、という政策や、逆に複数国籍の積極的な許容によって国家の拡大を企図する政策もあり得る(甲91参照)。このように、複数国籍についてどのような態度を取るかは、その国家が置かれた様々な要因によって決まるのであり、またその要因が時代によって変化することに伴い、複数国籍防止の要請の強度も変化しうるものである。

ウ なお、上記の兵役の衝突についてさらにいえば、これを回避するために複数国籍の防止解消を徹底しようとすると、兵役を嫌う自国民が国籍を離脱し、人材が国外に流出する事態を招くおそれがあり、兵役を維持しつつ自国民の流出を防止するためにはある程度複数国籍を許容せざるを得ない場合もある。

他方で、国民が兵役の負担を甘受しても国籍を維持したいと考える(その国籍を保持することのメリットを感じる)状況があるのであれば、複数国籍

の防止のためにある程度強い措置を設けても国民の流出は避けられる場合がある。

このように、兵役の衝突という問題だけを取り上げても、多様な事情の相互作用によって複数国籍をどの程度制限しあるいは肯定するかについての判断は如何様にも変わりうるのであり、その結果同じく兵役を有する国の中においても複数国籍に対する立法政策に多様な差異が生じうるのである。

エ このように、複数国籍の防止に向けた制度の内容や複数国籍の防止の効果の強弱について、各国の国籍法制によって大きな差異が存在する。これは、複数国籍を防止解消すべき必要性に関する評価が各国毎に異なり、それ故に具体的方策に差異が生じているものである。

「複数国籍の防止が国籍概念の本質から生じるものであり国籍制度に普遍的な要請である」とし、複数国籍防止を抽象的に捉えて一律に要請されるとするかのような被告の主張は、諸外国の国籍法制の間で複数国籍の防止あるいは肯定に関する多様な制度の違いが生じているという現実と全く相容れないものであり、誤りである。

オ そこで、次に、我が国において複数国籍を防止するべきであるとされる根拠、すなわち複数国籍の弊害とされる点について検討する（詳細は原告ら準備書面（1）17頁以下、原告ら準備書面（9）6頁以下）。

3 我が国の国籍法における複数国籍防止の要請の根拠（「複数国籍による弊害」の検証）

被告は、我が国において複数国籍によって生じる弊害として、以下の点を挙げる（答弁書34頁、被告準備書面（1）24頁以下）。

(1) 外交保護権の衝突

外交保護権の衝突は、①国籍国同士が互いに相手国に対し外交保護権を主張する場合と、②国籍国的一方が第三国に対し外交保護権を主張した場面で当該第三国はその国を本人の帰属国として扱ってよいかが問題となる場合、の2つがある。

このうち①については、国籍法抵触条約（甲33）第4条で相互に外交保護権を行使できないと定め、これが国際慣習法化しているとされる（甲38の1、甲38の2）。①の場面において外交保護権を行使された側の国にとっては国内問題に対する外国からの干渉となることから、上記のルールは合理性がある。日本政府は国籍法抵触条約を批准していないが、そのことを理由に国際慣習法化した上記ルールを無視することは現実には不可能である。また、日本政府がこのような場面で外交保護権を行使する可能性がないことは、日本国籍のみを有する者が外国で薬物事犯で死刑判決を受けた前例（そのような事案ですら、日本政府は当該日本人の保護のために外交保護権を行使することはなかった）を見ても明らかである。

次に②については、いわゆるノッティボーム事件で示された「実効的国籍の原則」が国際慣習法となっており（甲27（117頁）、甲31（32頁乃至35頁））、日本政府がこのルールを無視することは現実的には不可能ないし著しく困難である。現実問題としても、「実効的な国籍を有しない形式的な日本国民」の保護を名目として日本政府が国際社会のルールを犯してまで外交保護権を使用するとは考えられない。

このように、複数国籍による外交保護権の衝突のおそれについては、これを解決するための国際慣習法上のルールが存在していること、そもそも（複数国籍防止の要請が現在よりもはるかに高いと考えられていた旧国籍法時代を含め）日本国籍と外国籍の複数国籍者について外交保護権が衝突する事態が生じたことは一度もないこと、を考えるならば、複数国籍に起因する外交保護権の衝突

は、抽象的・観念的なおそれとしてはあり得ても、現実的・具体的な危険性があるものとは認められない。

(2) 兵役義務の抵触

徴兵制度を持たない日本と外国との間で、兵役義務の衝突が生じる余地はない。

日本が兵役義務を有する外国に対して自衛権行使せざるを得ない事態になったときに、日本と当該外国の複数国籍者は日本の方針に従って当該外国の兵役を拒否するか、逆に当該外国の方針に従ってその兵役義務を履行するか、の選択を余儀なくされ、特に前者の場合には当該外国との関係で兵役義務違反となる、というジレンマに立たされる。しかしながら、このようなジレンマに立たされるのは日本と当該外国の複数国籍者だけでなく、日本に生活の本拠を有して滞在する当該外国の国民も同様である。したがってかかるジレンマは、複数国籍によって生じるものではなく、両国に対する帰属意識如何という本人の問題であり、その解決は本人の選択によって図られるべきものである。よって、かかるジレンマの存在が複数国籍の発生を防止すべき理由とはなり得ない。

なお、被告は、日本に在住する当該外国籍者がその國の方針に従って兵役義務を履行することを選択した場合は、その者の行為が日本に対する外患誘致・援助罪等となる可能性がある、と主張する(被告準備書面(1)26頁乃至27頁)。しかしながら相手国の兵役義務に服する者が日本に在住することの危険性を論じるならば、それは相手国の国籍のみを有して日本に滞在する者についても等しく当てはまるのであり、仮に日本に在住する複数国籍者の日本国籍を喪失させても、相手国の兵役義務に服する外国人が日本に在住するという状況に変わるだけで、被告のいう危険性が解消されるわけではない。そして被告も他国の兵役義務に服する外国籍者の日本からの排除までをも主張するものではない以上、上記の指摘は一貫性を欠き、不合理である。

(3) 納税義務の抵触

納税義務は国籍から自動的に発生するものではなく、法律で誰にどのような基準で賦課するかを定めることによって、はじめて具体的な納税義務が発生する。したがって、複数国籍であるが故に当然に納税義務に抵触が生じるということは起こりえない。

日本の税制においては、国籍を基準に課税する制度は存在せず、またそのような議論も現時点では存在しない。被告自身も、国会答弁において複数国籍によって課税・納税上の問題が生じないことを認めている（甲95・（12頁第4段））。

国によっては、例えば米国が自国民に対して所得税の申告義務を課しているように、国籍を基準に納税に関する一定の義務を課す国もありうる。しかしそれはあくまで当該国の税制が国籍を基準に税制上の義務を課す仕組みを採用していることに起因するものであって、国籍そのものから発生した問題ではない。しかも、例えば日本に居住する米国籍者が日本国内で所得を得た場合、その者は日本の税制に従って所得税の申告及び納税義務を負うと共に上記の米国の制度に従い米国に対し所得の申告義務を負うのであり、ここで生じる納税義務の抵触が複数国籍とは無関係であることは明らかである。なお、米国の上記制度も自国民がその居住地で支払った税金については控除をするなど二重課税となるないように調整をしており、このことも納税義務が国籍の本來的属性として当然に発生するものではないとの証左と言える。

(4) 適正な入国管理の阻害

被告は、複数国籍者が外国旅券を使用して日本から出国し、日本旅券を使用して帰国した場合、当該複数国籍者の出入国の事実が明らかにならず、人物の

同一性が確認できず適正な入国管理が阻害される、と主張する（被告準備書面（1）28頁乃至29頁）。

しかしながら、原告ら準備書面（9）17頁（2）以降で詳細に述べたとおり、外国籍者に対する出入国管理と日本国籍者に対する出入国管理はその内容を異にしており（甲96）、日本国民については居住移転の自由及び出入国の自由が保障されている（憲法22条1項及び2項）以上、日本国民に対する入国管理とは、出国及び入国の事実の確認並びに有効な旅券の所持の確認に留まる。複数国籍者が日本の旅券を提示して入国し、入国管理官署において入国の事実と旅券の有効性を確認する限り、日本国民に対する適正な入国管理が阻害されるという事態は生じない。

そもそも、入管法は日本国籍と外国籍の複数国籍者の出入国（外国旅券を使用して出国し日本旅券を使用して入国した場合）についての人物の同一性を確認することを予定していない。その理由は上記の通りそもそもその人物は日本国民である以上、出入国の事実と旅券の有効性の確認を以て足りるとしているからである。

なお、外国旅券で入国し日本旅券で出国する場合、あるいは日本旅券で入国し外国旅券で出国しようとする場合にも、適正な出入国管理が阻害されることがないことは、上記原告ら準備書面（9）で論じたとおりである。

したがって、この点に関する被告の主張も根拠がない。

（5）重婚の発生

戸籍制度を有する日本において重婚が発生するのは、外国で成立した婚姻（法の適用に関する通則法24条2項により日本国内でも有効とされる）が速やかに日本人当事者の本籍地に届け出られず、戸籍に婚姻が記載されていない（つまり独身）状態が利用された場合である。このような事態は、当該本人が日本国

籍のみを有する場合であっても生じるのであり、複数国籍と重婚の発生とは無関係である。

複数国籍者は婚姻に関しても日本と外国の双方の法制度に服する。しかしながら、外国で成立した婚姻は上記通則法24条2項に合致するものであれば日本法においても有効であり、日本人当事者はこれを本籍地に届け出る義務を負う。この義務を懈怠して別個の婚姻をしたときに重婚となるのであるから、複数国籍であるか単一国籍であるかによって重婚の発生に差異があるものではない。

あるいは、例えば一夫多妻制を認める国の国籍をも有する日本国民である男性が、既に婚姻をしているのに更に婚姻をしようとする場合、日本の民法に従えばかかる婚姻は違法となるが、他方国籍国では適法となる余地がある。しかし同様の事態は、一夫多妻制を認める国の国籍のみを有する男性が、既に婚姻をしているのに更に日本国籍を有する女性と婚姻しようとする場合にも生じる（民法上は違法な重婚となるが、男性の本国法では適法な婚姻となる余地がある）。このような事態も、複数国籍が原因で発生するとは限らないのであり、複数国籍と重婚の発生とが別個の問題であることは明らかである。

（6） 単一国籍者が得られない利益を享受する者の発生

日本国籍と外国籍の複数国籍者が、日本国民としての権利や利益を保障されるのは、日本国憲法を頂点とする日本の法制度によるものであり、他方国籍国において国民としての権利や利益を保障されるのも、その国の法制度によるものである。複数国籍者に対して外国法が規定する権利や利益について、日本の法律が保障するとか保障しないなどと論じることには全く意味がない。複数国籍者は、それぞれの国において提供される便益を享受すると共に、それぞれの国において課される義務を負担するのであり、単一の国籍のみを有する者と異なるのは当然であるが、それだけのことである。

被告は、複数国籍者がそれぞれの国から得られる権利保障や利益は「単一の国籍のみを有する者には与えられていない利益であり、保護に値する利益とはいえない」（答弁書34頁）、「外国国籍に加えて、日本国籍をも二重に保持することにより享受する権利利益を保持することが、我が国の憲法によって保障されているものとは解し難い」（被告準備書面(1)30頁）と主張するが、その言わんとするところが、「複数国籍者について日本国民としての権利利益を保障する必要はない」とするのであるならば、およそ採り得ない暴論であることは明白である。

最高裁平成20年大法廷判決も、外国人が日本国籍を取得することによって複数国籍となることを認める法3条1項に関する判示において、国籍が「我が国の構成員としての資格であるとともに、我が国において基本的人権の保障、公的資格の付与、公的給付を受ける上で意味を持つ重要な法的地位」であると述べているのであり、複数国籍者についても日本国民としての権利利益の十全な保障がなされることを当然の前提としている。

被告の主張は、何ら法的な意味を持たない、單なる感情論に過ぎず、これをもって複数国籍の弊害とする法的な根拠となり得ない。

(7) まとめ

以上の通り、被告が複数国籍による弊害として挙げるものは、全く根拠がないか、弊害のおそれがあったとしても抽象的・観念的なものに留まる。

また、複数国籍による外交保護権の抵触という問題が現実に発生したことがないことは、被告自身が国会で答弁しているところであり（甲23（25頁第4段、26頁第1段）、その他の弊害についても、将来の可能性としてしか捉えていないことを示す被告の国会答弁（甲10）や本件訴訟における原告からの求釈明に対し何ら回答がないことから見ても、具体的な問題が発生したことがないか、あるいはその弊害の回避の方策としての複数国籍の解消という政策が議

論の俎上にすら載ったことがないことは明白である。例えば重婚は現実に発生しているが、それは個々人の問題として処理されており、重婚の防止のために複数国籍を防止解消すべきである、という提案が政府からなされたことも、立法府で議論されたこともない。

被告は、これまで複数国籍による弊害に関し現実に発生した具体的な事例の提示を求めた原告らの求釈明に対して、上記の通り一切回答せずに「重国籍の弊害の具体的な事象の存在が現に認められない限りは立法目的の合理性が否定されるかのような原告らの主張は失当である。」（被告準備書面（3）7頁）とのみ反論する。このように、被告自身も、複数国籍による弊害とされるものが具体性のない抽象的な可能性に留まることをよく認識しているのである。

4 国籍法における「複数国籍防止」という立法政策の具体的な内容

次に、我が国の国籍法が複数国籍の防止解消のためにどのような立法政策を採用しているかを、具体的な条文の検討を通じて明らかにする。

原告ら準備書面（6）42頁ウ以下で述べたとおり、同じく複数国籍防止を立法政策として掲げている国籍法制の間でも、その具体的な内容はそれぞれの法制度によって異なっている。したがって、一律に「複数国籍の防止」というお題目を唱えることには何の意味もなく、日本の国籍法が「主権尊重の原則」（ないしは「国内管轄の原則」）の下でどのような複数国籍防止の立法政策を採用しているかは、法の個々の条文及び制度から明らかにする必要がある（詳細は原告ら準備書面（1）31頁以下）。

(1) 複数国籍の発生をもたらす制度

複数国籍の発生をもたらす制度としては、法2条1号及び2号、3条1項、17条1項、5条2項が存在するほか、外国籍の当然取得によって複数国籍となることも認められている。

このうち2条1号及び2号は生来的な複数国籍の発生を無制限に認める。また、3条1項、17条1項及び5条2項は、もともと外国籍のみを有する者が、その志望によって日本国籍を取得する場面に関する規定であり、これによって複数国籍となることが容認されている。なお、外国籍を当然取得する場合についても、当該本人は当然取得の根拠となる事実の発生によって外国籍を取得することを予め認識していることもあり、その場合には外国籍の志望取得と同様の状況となる。

(2) 複数国籍の発生を防止する制度

複数国籍の発生を防止する制度としては、法5条1項5号、法11条1項、法12条が存在する。

法5条1項5号は帰化における原国籍離脱要件を定めるものであるが、これには上述の同条2項という例外規定が存在し、これに該当する場合には複数国籍の発生が肯定される。なお、法5条1項5号は原国籍国に法11条1項と同内容の規定が存在することを前提としたものであるが、法11条1項と同内容の規定が多くの国で廃止されている現状（甲97の1、甲97の2）に鑑みると、同号が適用できない場面（つまり法5条2項が適用される場面）はかつてより増大しているものと推測される（なお、詳細は原告ら準備書面（11）20頁（1））。

法12条は形骸化した日本国籍の発生を防止するとともに複数国籍の発生を防止する制度であるとされる。ただし、国籍留保の意思表示をすれば日本国籍を保持し、その結果複数国籍となることを許容するのであるから、かならずし

も複数国籍発生防止を目的とした制度とは言い難い。むしろ、本人が外国籍を有することは「形骸化した日本国籍」を喪失させるため（無国籍者を発生させないため）の条件であり、複数国籍の発生防止は形骸化した日本国籍の発生防止による派生的効果とみるのが適切である（なお、詳細は原告ら準備書面（11）22頁（2）以下）。

他方、法11条1項は、本人が自己の志望によって外国籍を取得したときには、例外なく一律に、外国籍の取得と同時かつ自動的に日本国籍を喪失させる制度である。

(3) いったん発生した複数国籍を解消する制度

いったん発生した複数国籍を解消する制度としては、法11条2項、法13条、法14条、法15条、法16条が存在する。

このうち、法11条2項、法13条、法14条は、いずれも本人の意思により複数国籍を解消させる制度である。また、法14条2項の日本国籍の選択宣言の制度は、それ自体では複数国籍を解消させず、その者に外国籍離脱の努力義務を課すに留まる（法16条）が、法16条は訓示規定とされており、複数国籍の状態を適法に保持することが容認されている。

これに対して法15条は国籍選択義務を履行しない者に対して選択催告を行い、これに応じない者の日本国籍を喪失させるものであるが、これまで適用された事例はない。また理論上、同条による選択催告に応じて法14条2項の国籍選択宣言を行った者は、上述の通り複数国籍の状態を適法に保持することが容認されている。

(4) 複数国籍による弊害に対する国籍法の姿勢

以上の通り、国籍法は、血統に起因する場合を中心に複数国籍の発生を広く認めている。他方、複数国籍の発生防止は法11条1項を除いて不徹底である。

また、複数国籍の解消は基本的に本人の意思に基づいて進めるという政策を採用しており、唯一その例外である（本人の意思によらずに複数国籍を解消する）法15条は被告自身の判断によってその適用が抑制されている。

このように、国籍法は、複数国籍の発生を広く認めた上で、本人の意思に基づいてこれを解消する、という立法政策を採用している。そして複数国籍の解消を本人の意思に委ねる結果として、複数国籍が解消されず存続する場合があることも予定している。

（5）**国籍法が複数国籍の解消を本人の意思に委ねることの理由（日本国籍を保持することの重要性に対する国籍法の評価）**

ア 複数国籍の発生を認める法2条1号及び2号や法3条1項及び法17条1項、複数国籍の解消を本人の意思に委ねる法11条2項や法14条は、いずれも1984（昭和59）年法改正で新設されたものである。この法改正は、直接には女子差別撤廃条約の批准を契機に進められたものとされているが、当時多くの国が既に父母両系血統主義を採用し、その結果として複数国籍の発生を容認する潮流が世界的に広まりつつあることを踏まえて、我が国の国籍法においても複数国籍の発生を広く容認する制度設計としたものと解される。

他方、複数国籍の解消については、法の規定によって強制的に日本国籍を喪失させる方法によってこれを実現する立法政策もあり得たが、改正法はそのような方向性を採用せず、本人の意思を尊重しつつ複数国籍を解消していく、という制度設計を採用した。つまり、国籍法はその全体の制度設計として、複数国籍の解消の場面において「国籍自由の原則」を適用するものとしているのである。

イ 改正国籍法がこのように複数国籍の解消の場面において「国籍自由の原則」を適用することとしたのは、当時、国際社会における日本の地位が向上しつ

つあったことをも反映して、日本国籍の保持という利益を保護することの重要性に対する明確な認識が存在したためである。

このことは、上記法改正時に被告が国会において、いったん取得した日本国籍を失われないことの権利性について繰り返し言及している（甲89（4頁第3段）、甲109（4頁第2段））ことからも明らかである。

ウ 加えて、前述したように複数国籍による弊害のおそれが現実的・具体的なものではなく、本人の意思に反し、日本国籍の保持という利益を侵害してまで複数国籍を解消すべき必要性はない、との認識を立法者が有するに至ったことも、本人の意思に基づいて複数国籍を解消していく、という改正法の立法政策を根拠付けたものと考えられる。法改正に際し立法者が複数国籍による弊害のおそれについてどの程度具体的に検討したのかは明らかではないが、少なくとも改正法より複数国籍に対して厳格であった旧国籍法下及び改正前現行法下においても複数国籍による重大な弊害が顕在化したことがなく、また法改正当時既に複数国籍の容認が進んでいた諸外国においてもそれによる重大な弊害が生じていなかつたことが、上記のような立法者の認識を裏付けたものであることは間違いない。

5 国籍法における複数国籍防止の立法政策と法11条1項の整合性

ア 以上の通り、国籍法は、複数国籍の解消について、国籍自由の原則に基づいて本人の意思を尊重しつつこれを進める、という政策を採用している。その理由は、上述したとおり、国際社会における複数国籍の肯定の潮流と、我が国の国際社会における地位の向上に伴う日本国籍の重要性に関する認識の高まり、複数国籍による弊害が現実的・具体的なものではないことの認識に伴う複数国籍防止の要請の相対的な低下、等にある。

イ ところが、法11条1項の制度は、本人の意思に関わらず、即時かつ自動的に日本国籍を失わせるものであり、しかもその根拠は本人の国籍離脱の意思ではなく、複数国籍防止の要請そのものにある。

この点で、「日本国籍を喪失させることによって複数国籍の発生を防止する」という法11条1項の効果は、複数国籍に対する国籍法全体の立法政策と整合性を有しない。

6 法11条1項の場面に限って厳格に複数国籍防止を要求する必要性の有無

上記の通り、法11条1項は本人の意思に基づいて複数国籍を解消するという国籍法の立法政策と整合しない制度となっている。そこで、何故、法11条1項の適用場面、すなわち自己の志望によって外国国籍を取得した場合に限って、複数国籍の発生を防止するために本人の意思に反して日本国籍を喪失させる必要があり、又それが許容されるのか、が同条項の合憲性審査を行うにあたって問題となる。

7 2つの立法目的（「国籍変更の自由の保障」と「複数国籍防止」）の関係

なお、被告は、「自己の志望によって」外国国籍を取得した者については、国籍変更の自由を保障している以上、重国籍防止の見地から、当然に従来の国籍を放棄する意思があるとみるべきである、と主張する（答弁書37頁）。被告が「国籍変更の自由の保障」と「複数国籍防止」の2つの立法目的の関係について言わんとするところは明らかではないが、念のためにこれら2つの立法目的とされるものの関係についても検討する。

既に論じたとおり、日本の法律によって保障される「国籍変更の自由」とは、外国籍を有する（あるいは取得する）ことを前提に、日本国籍を離脱することの自由の保障を意味する。それは憲法22条2項及び法13条によって制度上も保障されており、この点で法11条1項に固有の存在意義はない。むしろ本人の意思に関わらず日本国籍を喪失させるという点では、法11条1項は「国籍変更を強制」する規定であり、国籍変更の自由の保障とは対極にあるものである。このように、通常の場合において法11条1項は国籍変更の自由を保障する規定とはなり得ないのであるから、この立法目的と複数国籍防止という立法目的の関係を論じること自体不可能である。

他方、法11条1項が甲57・田代論文で示された限定的な場面における効用を発揮するときには、まさに国籍変更の自由を保障することとなるものであり、この目的と複数国籍防止という目的の関係を論じる前提が成り立つ。しかしながら、かかる限定的な場面において効用を発揮するときには、そもそも当該外国法が複数国籍の防止を図っているのだから（だからこそ法11条1項の限定的な効用が発揮されるのであり、外国法による複数国籍防止措置は法11条1項適用の必須の要件である）、法11条1項の目的として複数国籍防止を論じることは無用である。

このように、限定された場面において効用を発揮する「国籍変更の自由の保障」とは法11条1項の適用によって「日本国籍を離脱して外国籍を取得する」という本人の希望を実現させるものであるのに対し、「複数国籍防止」という立法目的は法11条1項の適用によって「日本国籍を保持したまま外国籍を取得したい」という本人の意思に反して日本国籍を喪失せるものである。両者は「外国籍の取得とともに日本国籍を喪失させる」というその法適用の効果は（当然に）同じであるものの、その適用を予定する場面は全く異なっている。言い換えるならば、「自己の志望によって外国の国籍を取得したときは自動的に日本の国籍を喪失する」という手続を共用しているものの、「国籍変更の自由の保

障」のための法 11 条 1 項と、「複数国籍防止」のための法 11 条 1 項は、全く異なる事案を想定した、異なる制度であり、両者の間には何の関係性もない。

以上の通り、「国籍変更の自由の保障」と「複数国籍防止」は全く無関係であり、一方が他方の合理性の裏付けとなったり、あるいはこれを補完するという関係はない。したがって、一方の立法目的の内容やその妥当性を検討する際に他方の立法目的がその根拠となることはない。

第4 憲法10条、13条、22条2項適合性

1 日本国籍の剥奪が厳しく制約されること

既に見たとおり、国籍法11条1項は、外国籍の志望取得を理由として日本国籍離脱意思のない日本国民の日本国籍を剥奪する規定である。本人の意思に反して日本国籍を喪失させる点にこそ、同条項の固有の存在意義はある（本書面第2・3、第3・1（2）イ）。

そこで、日本国籍の剥奪が現憲法下でどのような意味を持ち、いかなる場合に許容されるのか、が問題となるが、まず日本国憲法下における日本国籍の役割、意味づけを見ると、現憲法下での日本国籍は、「我が国の構成員としての資格であるとともに、我が国において基本的人権の保障、公的資格の付与、公的給付等を受ける上で意味を持つ重要な法的地位」である（最高裁判所平成20年6月4日大法廷判決（国籍法3条1項違憲判決））。それゆえ、日本国籍の保有の有無は、憲法の定める統治機構とりわけ議会制民主主義への主権者としての参加や、憲法による人権保障の享受等に大きな影響をもたらす。

そして日本国籍の剥奪は、個人の幸福追求権（憲法13条）や日本国籍を離脱しない自由（憲法22条2項）を侵害するだけでなく、日本国民から我が国の中権者としての地位や憲法制定の目的たる基本的人権保障の土台を根こそぎ奪うことにも意味するから、我が国の統治の正統性をも揺るがしかねない極めて重大な事項である。

したがって、日本国憲法の下で日本国民から日本国籍を剥奪することは、国民主権原理、基本的人権尊重原理、「個人の尊重」原理（憲法13条）に基づく日本国籍の憲法上の重要性と、憲法22条2項が保障する日本国籍を離脱しない自由（憲法22条2項）とにより厳しく制約される。本章ではこの点に関する

原告の従前の主張を整理して述べるとともに、原告本人尋問及び原告らの陳述書の内容をふまえて「個人の尊重」原理に関する主張を補充する。

(1) 国民主権原理及びそれに基づく代表民主制の原理からの制約

「憲法の国民主権の原理における国民」とは「日本国民すなわち我が国の国籍を有する者」であり（最高裁判所平成7年2月28日第3小法廷判決）、日本国籍は「日本国の統治者」（最高裁判所平成17年1月26日大法廷判決）たる主権者としての資格を意味する。そして憲法の国民主権原理は、すべての国民に選挙を通じた国政への参加を「固有の権利として保障」（最高裁判所平成17年9月14日大法廷判決）しており、多様な個人の存在を前提とする「個人の尊重」原理（後記（3））の下、憲法の国民主権原理及びそれに基づく代表民主制の原理は、議会の多数者であるか少数者であるかにかかわらずすべての国民が代表民主制の過程に参加しつづけられることを、統治機構の在り方に関する最も根本的な要請として求めている。

ところが日本国籍の剥奪は、日本国民から憲法の正統性の淵源にして「日本国の統治者」たる主権者としての資格を奪い、代表民主制への参加等の「固有の権利」を喪失させて代表民主制の過程から追放し、追放された少数者が新たな連合体を構成して法改正や政治変化をもたらす道を開ざしてしまう。このような事態をもたらす日本国籍剥奪は、憲法が依って立つ正統性の淵源を損ない、憲法が定める国民主権原理及び代表民主制の原理に基づく統治の在り方に関する最も根本的な要請に反するものであり、原則として許されない。

したがって、日本国籍の剥奪を定める法律は、国民主権原理及びそれに基づく代表民主制の原理に反して憲法10条の委任の範囲を逸脱し、違憲であると推定される。そして、その合憲性審査にあたっては立法目的及び手段について、違憲の推定を覆す事情の有無が厳格に審査されなければならない（原告ら準備書面（4）第3参照）。

(2) 基本人権尊重原理からの制約

基本的人権尊重原理は、日本国憲法制定の目的たる原理である（芦部・甲 6 5（37 頁））。同原理の実現手段である国民主権原理及びそれに基づく代表民主制の原理は、基本的人権が保障されてこそ有効に機能し、憲法が追求する基本的人権保障に結実していく。

ところが日本国籍の剥奪は、基本的人権保障の土台を根こそぎにして、日本国籍に結び付いた権利及び自由とそれらの保障を包括的かつ全面的に失わせる。それは日本国憲法制定の目的の否定ともいえる行為である。

したがって、日本国籍を剥奪することは原則として許されない。日本国籍の剥奪を定める法律は、基本的人権尊重原理に反して憲法 10 条の委任の範囲を逸脱し違憲であると推定される。そして、その合憲性審査にあたっては立法目的及び手段について、違憲の推定を覆す事情の有無が厳格に審査されなければならない（原告ら準備書面（4）第 4 参照）。

(3) 「個人の尊重」原理（憲法 13 条）からの制約

「個人の尊重」原理（憲法 13 条）は、立憲主義及び基本的人権保障の基盤であり、全法秩序の指針となる憲法の根本原理である。同原理は、国民一人ひとりの存在の唯一性、代替不能性及び自己同一性（アイデンティティ）を承認した上で、例えば各人が自認する自己の存在意義や生きる目的を尊重し（アイデンティティと人格権）、各人が自己にとって重要な事項について自由に決定すること（自己決定権の行使）や、各人が自己の存在意義や生きる目的の実現のために自由に活動すること（幸福追求権の行使）を、最大限尊重することを求める。

日本国籍の剥奪は、「個人の尊重」原理に反してアイデンティティーや人格権、日本国籍離脱に関する自己決定権、幸福追求権を侵害するものであるから、

原則として許されない。日本国籍の剥奪を定める法律は、憲法の根本原理たる「個人の尊重」原理に反して憲法10条の委任の範囲を逸脱し違憲であると推定される。その合憲性審査にあたっては立法目的及び手段について、違憲の推定を覆す事情の有無が厳格に審査されなければならない（訴状第2・3（1）イ（ア）及び（ウ）、原告ら準備書面（4）第6、同（10）第6、同（15）及び同（15）の2参照）。

以下では、「個人の尊重」原理についての従前の主張の補充として、原告本人調書及び原告ら準備書面の内容をもとに、法11条1項による日本国籍の剥奪が「個人の尊重」原理に反していかに甚大な被害をもたらしているのかを、人格権、自己決定権、幸福追求権の順に示す。

ア 人格権の侵害（各人の固有の存在意義・目的及び個性に関連して）

原告ら準備書面（6）第4（3）（23頁）で述べたように、国籍、特に生来保有する国籍は、本人の生育の歴史を共に歩むものとして、あるいは家族との結合の印として、本人のアイデンティティーの一部を構成する。また国家も、その構成員間の感情的、文化的な絆に支えられた共同体としての側面があり、構成員のアイデンティティーによってその正統性が維持されている。とりわけ、民族と国家が結合した国では、民族の伝統や文化への愛着や帰属意識が、そのまま国家への帰属意識と重なり、民族のアイデンティティーと国籍のアイデンティティーが重なり合う。このように、国籍は国民のアイデンティティーの一部を構成し、国民が自身の存在意義を確認する際の重要な一要素となっている。

原告らは、日本国籍が各人のアイデンティティーそして固有の存在意義及び生きる目的と密接な関わりを持つものであることを、各人それぞれの言葉で以下のように表現している。

（ア）原告1 原動力となるルーツに対する確信と生きる目的、先祖に対する申し訳なさ、言葉を詰まらせる精神的負担

原告1は、「この貿易業で成功して、いつか祖国日本に恩返しをしたい、日本人として日本の発展に貢献したいという夢を、妻に語ったものでした」（甲145（25頁））と振り返り、スイス政府の入札に参加するために「スイス国籍を取得した後も私は、自分は日本人との確信と誇りを持って、生きてきました。私の根っこ、アイデンティティーは日本にありますし、日本こそが私の祖国なのです」（同29頁）と述べた上で、日韓若手音楽家交流委員会による日韓友好コンサートや若手音楽家育成アヤメ基金による震災復興支援コンサートについて、「私のこうした活動の原動力は、自分は日本人だ、日本国民だ、との確信と誇りに他なりません。自分のルーツに対する確信が、祖国日本のためにできることをしていきたいという思いとエネルギーを生み出してきました」（同32頁）と語る。

これは、原告1にとって日本国民であること、つまり日本国籍を有することが自己の固有の存在意義・目的の一部になっており、原告1の生き方をも規定する重要な要素であることを意味する。

そうであればこそ、原告1は、領事館から穴の空いたパスポートを返却されて自分の日本国籍が失われたのだと初めて実感した時、「まるでいきなり「暴力」を振るわれて、心の奥の、とても大切なものが、不意に、無理矢理、えぐり取られたような痛みをおぼえ」た（同37頁）。そして、直ちに帰郷して、「ご先祖様の眠る墓前にひざまずき」、「思いがけず世間から指をさされるような事態を招き、ご先祖様の名前を汚してしまった」ことで「詫びても詫びきれない、悔しくて、情けない思いで、いっぱいでした」（同38頁）と、日本国籍喪失の衝撃の大きさと無念さを打ち明ける。

これは、日本国籍を有することに加えて、日本国籍を取り上げられるような悪いことをした人間であると他者に認識されなどしない、先祖に恥じない自己

でありつづけることが、原告 1 にとって自己の固有の存在意義の一部をなしていることを意味する。

また、原告 1 は、日本国籍を失ったと知らされた後、バーゼル日本人会の会長を辞職すべきかを会員に相談し、慰留されて会長を続けることになった後も、「私は日本人会の役員会で、言葉に詰まることが多くなりました。国によって日本国籍がないと扱われている人間が、日本人会の中で意見を強く言ってよいのかという、引目のような何かが、私に発言をためらわせ、私から言葉を奪っていくのです。」「イス在住の日本人から、毎日、変な目で見られているような意識に苦しめられてきました。」「陰口を叩かれていることが、人伝で幾度も伝わってきました。言葉に尽くせない、ものすごい精神的負担が、日常生活の中で今も続いている」と、苦衷を明かす。

これは原告 1 にとって、日本国籍を取り上げられるような悪いことをした人間であると他者に認識されなどしない自己でありつづけることが、自己の固有の存在意義の一部をなしていることを示すものである。

(イ) 原告 2 喪失感と苦しみ、疎外感、知らなかつたことの罪悪感

原告 2 は、自分が日本国籍を失ったと知った時から「失われてしまった日本国籍のことが頭から離れなくなってしまいました」(甲 138 (1 頁))と日本国籍を剥奪された喪失感を語り、「(日本) 国籍のないふがいなさを感じる」(同 15 頁)、「自分が日本人でない、という事実がどうしても受け入れられません。時がたてばたつほど、日本国籍をない状態で生活しなくてはいけないとの痛みは強まるばかりです。この苦しみは、誰にも相談できませんでした」(同 16 頁)と言う。

日本国籍の喪失感と喪失による苦しみを訴えるこれらの陳述は、原告 2 にとっても日本国籍が自己の固有の存在意義の重要な一部になっているからのものにほかならない。

また原告2は、日本への帰国時に入管職員から「この人は日本の国を捨てたんやろか、なんや、この人は？」という感じでぎょろっと見られるので、これがこたえるのです。いやあな気持ちになります」（同16頁）、自分が「祖国のルーツを大切にしない人間である、祖国から日本国籍を強制的に取り上げられた人間である、と思われてしまうことも不安でした。正に日本人というアイデンティティを失ってしまった人間と思われるこの苦しみ。自分としても自分がもはや日本人ではない、などと、どうして考えることができるのでしょうか」（同17頁）、「日本の社会に対して、何かしら悪いことをして、政府から日本国籍を取り上げられた、そんな人物であるかのように、100%そう思われてしまうだろう、という心配が常にあります」（同20頁）とも述べる。

祖国、同胞からの疎外感を語るこれらの陳述は、原告2にとって、日本国籍を有することだけでなく、日本国籍を持っている日本人であると他者に認識される自己であること、日本国籍を取り上げられるような悪いことをした人間ではないと他者に認識される自己であることが、自己の固有の存在意義の一部になっていることを示す。

それゆえ原告2は、スイス国籍を取得した後も自分が日本人であると考え日本人として振る舞い、生きてきたことを、「経歴詐称の人物になってしまっている、ということかもしれない。これは隠して生きていかなくては、と思っていました」（同18頁）と、自責の念と罪悪感に苛まれることになり、「このまま国籍喪失の取扱いを受けることに対して声をあげないことは、（自分を日本人だと信じて接してきた）みなさんに対して失礼にもなってしまうよう思うのです」（同19頁）と、本件訴訟に原告として参加した動機の一端を語っている。

（ウ）原告4 当たり前過ぎて考えるまでもないこと、疎外感を招く剥奪

原告4は、「私にとって、自分が日本人であるのは当たり前過ぎて、考えるまでもないことでした」（甲139（1頁））と述べる。これは原告4にとって、

日本国籍を有することがごく自然に、自己の固有の存在意義の一部をなしていることを示すものである。

そうであればこそ原告4は、胸を踊らせるように赴いた日本での研修中に、「私のルーツのすべてがある母国で、事あるごとに日本国籍がないことを理由に「お前はこの國の人間ではないのだ」と思い知らせるかのような扱いを受けたり言葉を浴びせかけられたりする」という、「慣れようと思つてもとうてい慣れることのできない、寂しく、苦い体験」（同4頁）を味わうことになった。

原告4にとって自分は日本人であるという自己認識が自然なものとして育つておらず日本国籍を有することが自己の固有の存在意義の一部となつていなかつたなら、原告4がこのような疎外感と苦しみを覚えることもなかつた。

(エ) 原告5 抱え込まれた秘密、名前と結びついた日本国籍、根無し草、日本國の主権者として成長したいという生きる目的

原告5は、イス国籍を取得したことが日本の親戚には言えない重大な「秘密」になった、イス国籍取得で日本国籍を失ったと「正しく理解していたら、ますます、伝えてはならない「秘密」と感じていたはずです」（甲50（2頁））、と言う。

これは、日本国籍を有すること、そして日本国籍を持っている「仲間」（同5頁）であると日本の親戚に認識される自己であることが、原告5にとって自己の固有の存在意義の一部をなしていることを示す。

原告5は、また、「自分の名字と名前を、自分が受け継いだ文化・家族・情緒を表す「シンボル」として、大切に思っています」「「日本人としての生き方をまつとうすること」。この中には、日本の国籍、日本の名前を表しながら生きていくことが含まれます」（同4頁乃至5頁）と言う。

これは、名前を通じた日本国籍とのつながりが、原告5にとって自己の固有の存在意義の一部をなしていることを示すものである。

そして原告5は、日本国籍を失ったと扱われることで、「母国・日本から拒否され「根無し草になってしまった」というつらさが募ります」（同6頁）と苦衷を訴える。

このような喪失感の訴えは、日本国籍が原告5のアイデンティティーの一部となり、原告5の固有の存在意義となっているからのものにほかならない。

また、原告5は、自分の生きる目的に関して、「私は、1人の日本人として、日本社会の仲間とともに、母国である日本を支え、母国を動かす力となりたい。それは、日本の過去の文化を受けつぎ、未来の人々とのつながりを育てる 意味あい もあります。母国である日本を通して、世界に関わっていきたい。こうした経験をとおして、私自身も、日本の主権者の1人として成長していきたい。私はそう願っています」（同6頁）と語る。

これは、原告5にとって日本国籍が固有の存在意義に加えて固有の存在目的の重要な要素であることを示すものである。

(オ) 原告6 「自分のアイデンティティの半分がなくなる」、疎外感を招く剥奪

原告6は、日本国籍を喪失したと知った時、「自分のアイデンティティの半分がなくなる気がして、胸が痛かったことを覚えています」と、日本国籍とアイデンティティーの関係性を明確に述べる（甲121（3頁））。

その上で原告6は、「日本国籍を奪われたことで、アイデンティティの最も強い証拠を取り上げられた」「「日本」において、よそ者みたいに見られて傷つくこともあります。」と言う（同8頁）。

これらの述懐は、原告6にとって日本国籍が自己の存在意義の重要な一部をなしていることを示している。

(カ) 原告7 心の拠り所、安心感

原告7は、スイスでの留学生活で自分が日本人、日本国民であることを意識させられるようになったことを振り返り（甲146（8頁乃至9頁））、「日本

国籍は、どんなにボロボロになっても、帰ってきて良いよと日本が受け入れてくれるのことを保証してくれる、心の拠り所なのです。」「その安心感が、異国の中で苦闘しているときに、さらに一步前へ踏み出す勇気と力を与えてくれるのです」（同35頁）と述べる。

これは、原告7にとって日本国籍が自己の固有の存在意義の重要な一部をなしていることを示すものである。

さらに原告7は、「私の人生の幸福にとって日本国籍は不可欠です。故郷に日本国民として錦を飾り、仲間として歓迎されたい、褒められたい。両親や妻子に最善、最高の環境を提供したい。こうした望みを叶えるには日本国籍が不可欠であり、私は日本国籍を失いたくありません。そして、その人生の終着点で、私は、日本で、日本国民として死にたいと願っています。」「家族や友人たちそして日本社会とのつながりが日本国籍によって保障され、仲間はずれにされたり追放されたりしないという安心感や、自分の一部をなくさないですむという安心感は、何物にも変えがたいものなのです」（33頁）と言う。

これは、原告7にとって日本国籍が固有の存在意義だけでなく固有の存在目的の重要不可欠な要素であることを示している。

（キ）原告8 いつも意識してきた日本国籍

原告8は、「私は、自分が日本人であることをいつも意識して、生きてきました。自分は日本人であり日本国籍を持っている、それが当たり前なのだと思って生きてきました。自分は日本人であるということを中心に考えてきました」（甲122（7頁））と述べる。

これは、原告8にとって、日本国籍を持っていることが自己の固有の存在意義の核心に近い一部になっていることを示すものである。

（ク）在外国民の日本国籍に対する思い

これらの原告らの陳述、そして既に参照した武田報告書（甲124の1）や鈴木論文（甲142）が示すのは、日本国籍は、日本国民にとって、アイデンティ

ティーの要素として各人の固有の存在意義・目的の基礎あるいは一部となる、人格権の重要な要素であるということである。

日本国籍を有することのこのような重要性は、原告7の上記発言も示すとおり、日本国外で生活する日本国民の場合に特に顕在化しやすく、意識されやすい。外国社会で暮らしている日本国民は、旅券等日本国籍を示す身分証の携帯を常に義務付けられたり居住国での参政権や社会保障受給などの制約を受けたりするなど、就労や就学など日常生活の様々な場面で自分の存在が日本国籍と関連づけられる体験をする。こうした生活の中で個々人の日本国籍への愛着（甲12の1、甲12の2、ノッテボーム事件判決）が深まり、日本国籍をアイデンティティとして自己の固有の存在意義の重要な要素と意識するようになるのは自然な話で（原告8陳述書（甲122（7頁））、原告2陳述書（甲138（2頁））、原告7陳述書（甲146（8頁乃至9頁、35頁））、しかもその国籍が、「血」、血統主義によって親から受け継がれたものであればなおさらである。

このことを、例えば原告7は、「国籍もパスポートも、何十年もそれを前提に暮らしてるとアイデンティティに、自分自身のかけがえのない一部を構成するものになっています。海外で暮らしていると、国籍を意識させられる機会が多い分、アイデンティティに深く結び（つ）きます」（甲146（28頁））、「在留日本人同士の助け合い……その都度、日本人、日本国民であることに意味を感じるようになっていきます」（甲146（35頁））と語り、また原告8は、若い頃の世界旅行そして30年以上に及ぶヨーロッパでの生活の体験をふまえて、「外国での生活では、自分の国籍を意識しないですむ日はありません。日本で暮らしていると、なかなか想像できない状況だと思います。異国の地で外国人であるということはそういうことなのです」（甲122（7頁））と語っている。

(ケ) 人格権に関する総括

以上見てきたように、日本国籍を剥奪することは日本国民から人格権の重要な要素を奪い去ることであり、人格権を著しく侵害する。

イ 自己決定権の侵害（各人の個性とその自由な発展に関連して（1））

日本国籍の剥奪が日本国籍を離脱するか否かについての自己決定権を侵害することは明らかである。そこで本項では、その侵害が個人にとってどのような意味を有し、どのような精神的影響を与えるのかに関する原告らの陳述を示す。

（ア）選べない二者択一

原告4は、法11条1項が原告4にスイス国籍か日本国籍かの二者択一を迫るものである点について、「どちらも私にとってかけがえのない大切な国で、そのどちらか一方の国籍だけしか許されないなんて、親が離婚するときに子どもに父か母のどちらかを選べと迫るようなものです。選べるわけがありません」

（甲139（2頁））と述べる。

原告6も、日本国籍を奪われたことについて、「何かが間違ってる、不公平だと感じました」（甲121（3頁））、「外国に暮らす日本人にとって、自分の将来か日本国籍かの選択を迫る今の法律は残酷なものです。このような選択が不可能なのは誰の目から見ても明らかなはずです」（同9頁）と言う。

いずれも、日本国籍を離脱しない選択が許されないことの残酷さ、日本国籍とスイス国籍の二者択一を迫られることで日本国籍を離脱するか否かの自己決定権が侵害されることの残酷さ、理不尽さを指摘するものである。

（イ）人格や生きる目的が否定される

原告7は、自身の幸福追求のためにスイス国籍を取得すると日本国籍が奪われてしまう状態にあることについて、「日本国籍を奪われることは、私にとっては、私の人生の目標を根底から打ち碎かれることであり、私の人格の一部を暴力的に奪い取られることです。同時に、私の意思・希望、正しいと思うことを、

正しくないと理解されてしまうこともあります」（甲146（29頁））と、法11条1項が原告7の人格や生きる目的を否定するものであること、そして日本国籍剥奪の暴力性を指摘する。

その上で原告7は、「村八分のような、グループから蹴り出されるようなことを、私はしたつもりも、するつもりもありません」（同30頁）、「日本国籍を、主権者の私から奪い去る。どうしてこんなことが許されるのか。海外で成功した日本国民として日本に貢献したい、日本に凱旋したいと願う私のような日本国民の素朴な願いが、なぜ否定されなくてはならないのか、私にはまったく理由がわかりません」と述べ、日本国籍剥奪の不当性を訴える（同30頁）。

（ウ）苦悩の責任が押しつけられる

原告4は、武田報告書（124の1）2頁で紹介されている国籍法11条1項の存在を知らずに外国籍を志望取得した女性が「出産後に子どもの日本国籍を取得するにあたって調べていくうちに（11条1項）に気づき、自殺しようかと何度も考えた」という事例に触れた上で、「彼女や私のように国籍法11条1項があることを知らないで外国の国籍を取得した人は少なくないはずです。その中には、ある意味、罪悪感に押しつぶされて何も言わないでいる人たちも大勢いると思います。国を捨てたんじやないかとか、感じなくていいようなことを感じてしまって、それを言えないで、黙り込んでいる人たちが、たくさんいるはずなのに、国は、それを単なる感情と言って、切り捨てた。しかし、そんなふうに切って捨てることが許されるものなのでしょうか」（甲139（5頁））、「外国籍を取得したことを隠している人は、国籍法が変わらない限り自分の国に嘘をつき続けなければなりません。その精神的負担は個人が負わされて、国は「どうでもいい」こととして国民一人ひとりに責任と負担を押し付けています。／その精神的な負担は、とてもないものだと思います」（同5頁乃至6頁）、「原因となった法律を作った国は、そんなことはどうでもいいと切って捨てて、責任を負おうともしない。こんな無責任な態度が許されていいわけがあ

りません」（同 6 頁）と、被告の無責任な姿勢に対する失望と憤りを語り、「日本人として生きたい、日本人として平等に扱ってほしい」（同 6 頁）と求める。

これは、法 11 条 1 項による日本国籍剥奪の場面で被告が「国民を専らその権力的支配に従属する客体としてのみ取り扱って」いることを鋭く告発し、被告に対して「一人ひとりの国民が固有の存在意義・目的を有し、それに基づいて独自に活動する自由を保持すること、および自己の存在に対して配慮を求める資格を有することを承認」するように求めるものと言える（土井・甲 72（69 頁乃至 70 頁）参照）。

（エ）制度化された暴力、棄民

原告 1 は、日本が複数国籍を禁止するために外国籍の志望取得者から自動的かつ機械的に日本国籍を剥奪することを、「まったく理解できず、なんと馬鹿げて残酷なことだろうと思い」（甲 145（33 頁））、「なぜ私から日本国籍を奪わなければならないのか、どうしても理解も納得もできず、寂しく、悲しい気持ちがつのるばかりです」（同 14 頁）と述べる。

その上で原告 1 は、法 11 条 1 項について「制度化された暴力」（同 42 頁）であると表現し、その根底には「個人の尊重」原理とは相容れない明治以来の「棄民政策」（原告 1 調書 13 頁）が脈々と受け継がれていることを指摘する。

（オ）自己決定権に関する総括

原告らのこれらの指摘に現れているように、法 11 条 1 項による日本国籍の剥奪は、日本国民に不可能な二者択一を迫り、暴力的に日本国民を「棄民」するものであり、個人に与える精神的な損害は甚大である。

また、外国籍の取得を日本国籍離脱の意思のあらわれとみなすことは、論理的に誤りであるだけでなく（訴状第 2・3（1）イ（イ）（35 頁乃至 37 頁）、原告ら準備書面（3）第 3・3（27 頁乃至 32 頁））、実態としても誤っていることが原告らの陳述から明らかである。このことについて武田報告書（甲 124 の 1）も、すでに外国籍を志望取得した者については「一人として喜び勇ん

で外国籍を取得した者はいない。日本国籍の喪失と引き換えに家族離散のリスクを最小化し、より安定的な生活やキャリア形成のために、あるいは在留身分の安定化を図るための必要性に迫られ苦渋の選択として外国籍の取得を決意している」と（同16頁）、外国籍の取得意思があるからといって日本国籍を離脱する意思があるとけつしてみなすことなどできない実態を指摘している。

ウ 幸福追求権の侵害（各人の個性とその自由な発展に関連して（2））

（ア）日本国民の幸福追求・自己実現にとっての日本国籍の重要性

日本国籍を失うと、例えば、祖国である日本への入国を制約され、日本での居住、就労に関する諸権利も制約を受け、日本社会の一員として母国日本を支える決定に参加することもできなくなるなど、個人の人生は甚大な影響を受ける。したがって、日本国民にとっての日本国籍は、幸福を追求していく上で極めて重要な資格であり地位である。

日本国籍と幸福追求権の関係について、原告らは例えば次のように語っている。

I 原告5 母国日本の主権者として世界に関わり成長していきたい

原告5は、「私は、1人の日本人として、日本社会の仲間とともに、母国である日本を支え、母国を動かす力となりたい。それは、日本の過去の文化を受けつぎ、未来の人々とのつながりを育てる 意味あい もあります。母国である日本を通して、世界に関わっていきたい。こうした経験をとおして、私自身も、日本の主権者の1人として成長していきたい。私はそう願っています」（甲50（6頁））と、日本社会の一員として母国日本を支えるとともに母国日本を通して世界に関わり日本の主権者の一人として成長していきたいという夢を語る。

これは、原告5にとって日本国籍を有することが人生の目的と幸福追求のために重要で不可欠であることを示すものである。

II 原告6 大好きな日本と一緒に育てたい、改善したい、子どもたちに日本国籍を与える

原告6は、「どうしても私は、「日本」が好きです。日本の社会は矛盾がすごく多い、その矛盾も好きです。困ってるところも見えてるので、新しいアイデアを提案したい、見守ってあげたい、助けてあげたい、何かと一緒に育てたい、社会と一緒に改善したいと思っています」（甲121（8頁））と、日本が直面する問題を日本社会の一員として解決していきたいという夢を語り、また、「もし自分に子どもができたら……子どもたちにも日本国籍を与える」と望んでいる。

これらの陳述は、原告6の幸福追求にとって日本国籍が重要で不可欠であることを示している。

III 原告7 幸福に不可欠な日本国籍、失えば必ず不幸になる

原告7は、「私の人生の幸福にとって日本国籍は不可欠です。故郷に日本国民として錦を飾り、仲間として歓迎されたい、褒められたい。両親や妻子に最善、最高の環境を提供したい。こうした望みを叶えるには日本国籍が不可欠であり、私は日本国籍を失いたくありません。そして、その人生の終着点で、私は、日本で、日本国民として死にたいと願っています」と、自分の幸福にとって日本国籍が必要不可欠であること、そして、「家族や友人たちそして日本社会とのつながりが日本国籍によって保障され、仲間はずれにされたり追放されたりしないという安心感や、自分の一部をなくさないですむ」という安心感は、何物にも変えがたいものなのです」（甲146（33頁））と、日本国籍が自身の精神的な幸福に欠かせないものであることを語る。

さらに原告7は、「私は、生まれた時から日本人であって、日本人として当たり前のように生きてきました。家族もご先祖様も日本人でしたし、子孫にも日本人であってほしいと願っています。それができなければ、私は間違ひなく不幸になります。私の身勝手で不幸になったというのではなく、時代

遅れの法律によって不幸にさせられてしまいます」（同39頁乃至40頁）と、日本国籍が自身の幸福追求に不可欠であるだけでなく、日本国籍を奪われると自分は確実に不幸になるとまで断言する。

IV 小括

原告らのこれらの陳述に現れているように、日本国民にとって日本国籍を保持できることは、自己の人生の目的や幸福を追求していく上で極めて重要である。

（イ）在外国民の幸福追求と居住国籍取得

以上のとおり、日本国民の幸福追求にとって日本国籍が重要であるが、それと同時に外国籍が必要な場合もある。特に外国に居住している日本国民の中には、自身の幸福追求や生きる目的の実現つまり自己実現を目指していく上で居住国の国籍の取得が不可欠な者が少なくない。このことについて武田報告書（甲124の1）は、外国籍の取得が必要とされる理由を、①永住権の不安定さ、②親の介護問題、③当事者の介護問題、④遺産相続と年金、⑤国際家族の離散リスク、⑥政治状況の右傾化と移民規制の動きという6つの視点から説明している（同5頁乃至9頁）。

原告らも、居住国の国籍の取得が幸福追求や自己実現に必要な場合があることについて、陳述の中で次のように語っている。

I 原告1 事業に成功して祖国日本に恩返しするために

原告1は、スイスでの公共入札に参加する上でスイス国籍が必要だったため、スイス国籍を取得した（甲145（26頁））。そしてこの入札で勝てたことがきっかけとなって事業を大きく発展させ、事業開始時に夢見ていた祖国日本への恩返し（同25頁）として若手音楽家育成や日韓友好のための活動、そして東日本大震災や熊本地震の復興支援活動などを展開できるほどの成功を収めた（原告1調書3頁、9頁）。

これは、原告1の幸福追求と自己実現のためにスイス国籍取得が不可欠だったことを示すものである。

II 原告2 人生をかけて築いた事業を名実ともに自分のものにするために

原告2は、イタリアで創業しイスへ移転した真珠の貿易事業を「名実とともに、私の会社にするためには、私自身がスイス国籍を取得せざるをえなくなった」（甲138（10頁））。

これは、原告2が現地で苦労して築き上げた人生の結晶である事業を自らのものとして確保するためにスイス国籍取得が不可欠であったことを示す。

III 原告6 外国人を阻む壁

原告6は、スイス国籍を取得したのは子どもの頃だったが、大学を出て社会で働き始めた今、「仕事でのキャリア形成、イスでの滞在、社会保障、政治参加といった面で、今はスイス国籍の必要性を痛感しています」「スイス国籍者の方が優遇されていると感じことがあります」（甲121（6頁乃至7頁））と語る。

これは、外国人のままでは自由や権利を制約されて様々な場面で不利な立場に置かれる場合があることを示すものである。

IV 原告7 キャリアのため、家族のため、意味・役割の異なる二つの国籍。

外国籍を持たないために移動の自由と幸福追求が制約される

原告7は、スイス国籍取得が必要な理由として、キャリアのため、そして家族のためという二つの理由を挙げる（甲146（21頁乃至23頁））。

このうち「家族全員で共通する国籍を持つこと」という原告7の願いは、非常時における家族の分断を回避するためのものである。

家族の国籍が異なるために国境で家族が分断されてしまう恐怖は、原告4がスイス国籍取得後、初めて日本に帰国したときの入国審査レーンで体験し、語っている（甲139（3頁））。

原告7自身も、2020年（令和2）年3月、本件訴訟の原告尋問のための帰国を予定していたが、コロナウイルス危機が深まる中、一旦スイスを出国するとスイス国籍がないためにスイスに無事もどれなくなるおそれがあり、家族分断の事態を回避するため日本への帰国をあきらめざるを得なかった。

この時の悔しさ、無念さを原告7は、「私たちの異国民としての人生・立場など、ごみにも満たない小さなコロナウイルスの吐息で大きく吹き崩されてしまうほどちっぽけで不安定なものだった」と痛感させられたと語る（甲151（7頁））。原告7のこの体験は、法11条1項が、日本国民が、居住国の国籍を持っていないがために、国籍国である日本への帰国を断念せざるを得ない場合があること、つまり同条項は日本国民の移動の自由を事实上奪い、幸福追求を妨げるものであることを顕在化させたものでもあった。

原告7はまた、「大勢の人たちが、異国での苦労や制約に苦しめられながら、外国籍を取得して現地での「生活と安全の保証」される状態を望むと同時に、日本国民として生きていきたい、そう自然に願っています」（甲146（33頁））と述べ、自分の人生には日本国籍とスイス国籍の両方が必要であるとしつつ、日本国籍は自分の「人格に深く結びついて」いるものだが、スイス国籍は「生活のために必要な、たとえるなら運転免許証のようなもの」であるとして、日本国籍とスイス国籍は意味・役割が全く異なることも指摘する（甲146（34頁））。

V 原告8 仕事の選択肢の拡大、自分に関わる政策決定への参加、移民排斥の風潮で高まる不安

原告8は、居住国の国籍があれば仕事の選択肢が増えること（甲122（7頁））、自分の暮らしに直接影響のある政策決定に参加できるようになること、そして移民排斥の風潮が広まっている昨今ではその重要性がより高まっていること（同6頁）を指摘する。

VI 小括

原告らのこれらの陳述に現れているように、外国籍の取得が日本国民の幸福追求や生きる目的の実現のために必要な場合がある。しかし、法11条1項が存在するがために、多くの日本国民が外国籍取得を躊躇して進退極まる状況に閉じ込められたり、「苦渋の選択」（武田報告書・甲124の1）として外国籍を取得したり、本意ではない状況に追い込まれ、不幸にさせられている。

（ウ）幸福追求権に関する総括

以上見てきたように、日本国籍を剥奪することは日本国民の幸福追求や生きる目的の実現（自己実現）を妨げて、日本国民の幸福追求権を侵害する。また、外国籍の志望取得を理由として日本国籍を剥奪することは、外国籍の取得が幸福追求や生きる目的の実現のために必要な日本国民の幸福追求権を侵害するのみならず、不可能な選択を強いてその者たちを不幸にしさえする。

（4）憲法22条2項からの制約

憲法22条2項は、日本国籍を離脱する自由を保障すると同時に、日本国籍離脱を強制されないこと、すなわち日本国籍を離脱しない自由を無制限に保障している。日本国籍を離脱する自由も離脱しない自由も、国籍自由の原則の発現であり、かつ国籍についての自己決定権の表れであり、両自由は「個人の尊重」原理（憲法13条）によっても保障される。

日本国籍の剥奪は日本国籍を離脱しない自由を直接に侵害することにはかならない。日本国籍が上述のとおり憲法諸原理との関係で極めて重要な意義を有する資格・地位であることにかんがみれば、日本国籍の剥奪を定める法律は、憲法22条2項に違反して違憲であるものと推定され、その合憲性審査にあたっては違憲の推定を覆す事情の有無や立法目的、手段等について、厳格に審査さ

れなければならない（原告ら準備書面（4）第5、同（10）第5、同（15）及び同（15）の2参照）。

2 国籍剥奪立法の合憲性審査基準

以上見てきたとおり、日本国籍の剥奪は、日本国民から憲法の正統性の淵源にして「日本国の統治者」たる主権者としての資格を奪い、代表民主制への参加等の「固有の権利」を喪失させて、国民主権原理及びそれに基づく代表民主制の原理が統治の在り方に関して求める最も根本的な要請に反する結果をもたらす。また、日本国籍の剥奪は、基本的人権保障の土台を根こそぎにして、日本国籍に結び付いた権利及び自由とそれらの保障を包括的かつ全面的に失わせる。それは、日本国憲法制定の目的の否定ともいえる行為である。加えて、日本国籍の剥奪は、「個人の尊重」原理に反してアイデンティティーや人格権、日本国籍離脱に関する自己決定権、幸福追求権を侵害し、憲法が無制限に保障する日本国籍を離脱しない自由を直接に侵害する。

日本国籍剥奪がもたらすこのような結果あるいは被害の甚大さにかんがみれば、日本国籍を剥奪する法律には違憲の推定が働き、その法律が合憲であるかどうかは、単に幾つかの基本的人権を侵害する法律の合憲性を審査する場合に比して、一層厳しく、厳格に審査されなければならない。具体的には、①立法目的は正当なうえに国民から日本国籍を剥奪しても追求すべき重要な利益を促進するものでなければならず、②手段は目的達成のために必要最小限でなければならない。この手段の審査にあたっては、（i）日本国籍の剥奪という手段が立法目的を実際に促進するか、（ii）対象とされた日本国民から日本国籍を剥奪すること以外に立法目的を達成する手段がないか、（iii）立法目的との関係で日本国籍剥奪の対象が過小包摂でないか、（iv）立法目的との関係で日本国籍剥奪の対象が過大包摂でないかが重要な要素となる。また、審査全般において、憲法

を頂点とする我が国法体系における当該法律の位置づけや、立法事実の有無などを慎重に考慮する必要がある。

なお、国籍剥奪立法に被告が主張するような広い裁量が認められないことは、原告ら準備書面（10）第3で論じたとおりである。

以下、法11条1項について、立法目的を国籍変更の自由の保障と解した場合、複数国籍の発生防止と解した場合それぞれについて、上記の基準に照らして合憲であるか否かを順に検討する。

3 法11条1項の違憲性——「国籍変更の自由の保障」という立法目的

国籍変更の自由の保障が法11条1項の立法目的に含まれないことは、本書面第2で述べたとおりである。以下では念のため、国籍変更の自由の保障が法11条1項の立法目的に含まれると仮定して検討を行う。

まず国籍変更の自由の保障という立法目的は、憲法13条及び22条2項が本人の自由意思に基づく国籍変更（つまり国籍変更の自由）を保障していると解されるから、正当性は認められる。

そして、①本人が日本国籍を離脱し外国籍を取得することを希望していて、②当該外国の国籍法制が当該国の国籍取得と同時に原国籍を離脱することを要件としており、③国籍取得と同時に原国籍の離脱ができない場合に原国籍を離脱しないで国籍取得を認める救済規定がないという、3つの条件全てを満たす場合であれば（本書面第2・5）、本人が日本国籍の離脱を希望しているのであるから、国籍変更の自由の保障という法11条1項の立法目的は日本国籍を剥奪しても追求すべき重要な利益を促進するものと解することができる。

ところが、法11条1項は、上記3つの条件のいずれにも該当しない原告ら（原告らの場合は②が満たされないため③はそもそも不要である）からも日本国籍を剥奪する。つまり法11条1項は、国籍変更の自由の保障という立法目

的の下、日本国籍の離脱を望まない者の日本国籍を剥奪して日本国籍離脱を強制する点で、日本国籍剥奪の対象が明らかに過大包摶である。

しかもこの過大包摶によって、上記3つの条件を満たさない外国籍志望取得者は、日本国籍を離脱しない自由（憲法22条2項、13条）や幸福追求権（憲法13条）等の憲法上重要な権利を侵害され、基本的人権保障の土台であり我が国の主権者たる地位である日本国籍を剥奪されてしまう（本章1）。そして、このような甚大な被害を生じさせずにする代替手段が不可能かと言うとそうではなく、立法技術上、外国籍志望取得者のうち上記3つの条件全てを満たす外国籍志望取得者についてのみ外国籍取得と同時に日本国籍を失うとする立法をすることは容易である（例えば法11条1項の適用場面を、上記②及び③の法制を有する国の国籍の志望取得を望む者について事前に日本国籍離脱意思が確認できた場合に限るなど）。すなわち、外国籍を志望取得した者からその取得と同時に一律に日本国籍を剥奪するという法11条1項の採用する手段以外に、過大包摶とならずに国籍変更の自由の保障を達成する代替手段はある。

以上のとおり、外国籍を志望取得した者から外国籍取得と同時に一律に日本国籍を剥奪するという法11条1項が採用する手段は、立法目的との関係で対象が過大包摶であり、日本国籍の離脱を望まない者の日本国籍を剥奪せずに立法目的を達成できる代替手段があるのでから、過度に広範な日本国籍剥奪をなすものであって、必要最小限の手段ではない。

よって、法11条1項は、国籍変更の自由の保障がその立法目的であるとしても、1950（昭和25）年の立法当初から、国民主権原理、基本的人権尊重原理及び「個人の尊重」原理に反し憲法10条の委任の範囲を逸脱して違憲無効であり、かつ、憲法22条2項及び13条に違反して「国籍を離脱しない自由」を侵害するものである点でも違憲無効である。

4 法11条1項の違憲性——「複数国籍防止」という立法目的

(1) 立法目的の検討

複数国籍の発生防止自体は、国籍変更の自由の保障とは違って憲法から導かれる要請ではない（原告ら準備書面（10）第2・2参照）。そして、複数国籍の発生防止を通じて取り除くべきであるものとして被告が挙げる複数国籍の弊害は、全く根拠がないか、弊害のおそれがあったとしても抽象的・観念的なものにとどまる（本書面第3・3。また原告ら準備書面（4）28頁（ウ）及び甲75（41～42頁）参照）。

他方、日本国籍の剥奪は、先述のとおり、国民主権原理及びそれに基づく代表民主制の原理が統治の在り方に関して求める最も根本的な要請に反する結果をもたらし（本章1（1））、基本的人権保障の土台を根こそぎ奪い取り、日本国籍に結び付いた権利及び自由とそれらの保障を包括的かつ全面的に失わせる（同1（2））。加えて、日本国籍の剥奪は、「個人の尊重」原理に反してアイデンティティーや人格権、日本国籍離脱に関する自己決定権、幸福追求権を侵害して、日本国民を進退窮まる不幸の中に閉じ込める（同1（3））。しかも、本人の意思に反して日本国籍を奪う点で、憲法が無制限に保障する日本国籍を離脱しない自由を直接に侵害する（同1（4））。これらの被害は上記諸人権が根こそぎ奪われる点で甚大であり、しかも外国籍の志望取得により自動的に日本国籍を剥奪する点で確実に生じる。

このように、被告の挙げる複数国籍の弊害はせいぜい抽象的・観念的なおそれなどまるのに対して、日本国籍の剥奪が憲法の要請する統治の在り方及び原告ら個人の具体的な人権保障に与える損害は著しく甚大で確実に生じるものである。

したがって、複数国籍の発生防止という法 11 条 1 項の立法目的は、憲法が原則として禁止する日本国籍剥奪という手段を用いてまで求めるべき重要な利益を促進するものであるとは到底言えない。

(2) 手段の検討

ア 代替手段

上述のとおり、複数国籍の発生防止自体は憲法上の要請ではない。そして、複数国籍の発生防止を通じて取り除くべきであるものとして被告が挙げる複数国籍の弊害のうち、①外交保護権の衝突、②納税義務の衝突、③重婚の発生は複数国籍の防止以外の方法で防止することが可能である（①については国際慣習法、②については租税法、③については刑法等（第 3・3））。

他方、④兵役義務の衝突は徴兵制が禁じられている現憲法下では生じえない。⑤適正な入国管理の阻害も日本国民に居住移転の自由及び出入国の自由が保障されている現憲法下では生じえず、⑥単一国籍者が得られない利益を享受する者の発生という主張は、外国籍を有する日本国民には日本国憲法上の権利の保障を与えるべきでないとするもので、複数国籍の存続及び解消を個人の自由の問題とする我が国憲法（原告ら準備書面（10）第 2・2）の下で採りうる論ではない（第 3・3）。

つまり我が国憲法下で生じうる複数国籍の弊害は上記①乃至③のみで、これらはすべて複数国籍の発生を防止する以外の方法で防止できる。

また、本人の意思に基づく制度である点においてより権利侵害的でない手段として、国籍離脱制度（改正前国籍法 10 条（現行法 13 条））、1984 年法改正以降は国籍選択制度（法 14 条）もある。

したがって、日本国籍を剥奪することなく本件立法目的を達成できる代替手段がある。

イ 過小包摶

法11条1項によって複数国籍の発生が防止できるのは外国籍の志望取得の場合のみである。そして、同条項を含む国籍法の採用する手段では、複数国籍のうち出生による場合や日本への帰化の場合、身分行為に付随して外国籍を付与される場合などに生じた複数国籍は防止できない。そして、弊害は複数国籍の発生理由にかかわらず同様であり、外国籍の志望取得の場合の複数国籍発生のみを徹底して防止しなくてはならない事情は認められない。

このように、法11条1項の手段は、立法目的との関係で日本国籍剥奪の対象が過小包摶である。

そして、手段がこのように過小包摶であることは、①法による規制（本件では法11条1項による日本国籍剥奪）の正当性に対する信頼を揺るがせ、当該規制が許されない動機に基づくとの疑いを助長し（動機の疑わしさ）、②たとえ立法目的が正当なものであっても個人の権利に対する制約（本件では日本国籍剥奪）が差し控えられるべきと考えられ（目的達成の見込みの不足）、③立法府も立法目的にはその事項を規制できるほどの重要性（本件では複数国籍発生防止のために日本国籍を剥奪できるほどの重要性）が実は存在しないと判断したことと示唆し（目的の重要性が不足することの自認）、④やむにやまれない利益（制約の正当化理由。本件では複数国籍の発生防止で得られる利益）によっては正当化できない差別（本件では複数国籍の発生原因に基づく差別で、外国籍を志望取得した人だけを狙い撃ちにしたもの）の存在を示唆するものであって（不当な差別の存在の示唆）、これらの結果、複数国籍発生防止という立法目的の正当性が疑われるものと言える（甲68（189頁乃至191頁参照））。

ウ 小括

以上のとおり、外国籍を志望取得した者から外国籍取得と同時に一律に日本国籍を剥奪するという法11条1項が採用する手段は、日本国籍の離脱を望ま

ない者の日本国籍を剥奪せずに立法目的を達成できる代替手段があるうえ、立法目的との関係で対象が過小包摂であり、必要最小限の手段ではない。

(3) 小結

上記のとおり、法11条1項の立法目的は、憲法が原則禁止する日本国籍剥奪という手段を取らざるを得ないほど重要な利益を促進するものではなく、また、手段が過小包摂であることから立法目的としての正当性が疑わしい。手段については、日本国籍の離脱を望まない者の日本国籍を剥奪せずに立法目的を達成できる代替手段があり、かつ過小包摂であるから、同条項の採用する手段は同条項の立法目的達成のための必要最小限の手段と言うこともできない。

したがって、法11条1項は、複数国籍の発生防止という立法目的との関係でも、1950（昭和25）年の立法当初から、憲法10条の委任の範囲を逸脱して違憲無効であり、かつ憲法13条及び22条2項にも違反して違憲無効である。

5 結論

以上見てきたとおり、被告の主張するいずれの立法目的を前提としても、法11条1項は、1950（昭和25）年の立法当初から、国民主権原理、基本的人権尊重原理及び「個人の尊重」原理に反し憲法10条の委任の範囲を逸脱して違憲無効であり、かつ、憲法22条2項及び13条に違反して「国籍を離脱しない自由」を侵害するものである点でも違憲無効である。

第5 憲法14条1項適合性

1 差別的取扱いの存在

(1) 差別的取扱いが存在する場面

ア 法11条1項と対比して複数国籍の発生について差異が生じるのは、次の場合である。

① 外国籍の当然取得による複数国籍の場合

国籍の取得に直接向けられた本人の意思表示に基づく国籍取得を志望取得と言うのに対して、当該国の法の規定に基づき一定の事実によって当然に国籍を取得する場合を「当然取得」という。自国民との婚姻や養子縁組、自国民による認知などの身分行為があった場合に当該身分行為の相手方である外国人本人の意思に関わりなく当然に当該国籍を付与する場合、あるいはある者の帰化に伴い、その配偶者や子に対しても当然に国籍を付与する場合などが挙げられる。

当然取得は法11条1項の「自己の志望によって外国の国籍を取得したとき」に該当しないため、日本国籍を喪失しない。その結果、当該外国籍と日本国籍の複数国籍となる。

② 生来的取得による複数国籍の場合

日本人と外国人（血統主義国の国籍を有する者）の夫婦の子として出生した場合、あるいは日本人と外国人（血統主義国の国籍を有する者）の夫婦の子として日本国外で出生し、若しくは日本国民の子として生地主義国で出生し、法12条の国籍留保をした場合には、生的に日本国籍と外国籍を取得し、複数国籍となる。

③ 日本国籍の志望取得による複数国籍の場合

法3条1項又は法17条1項による日本国籍の取得届を行って日本国籍を取得した場合、あるいは法5条2項の要件を充足して日本への帰化が認められた場合は、外国籍を保有したまま自己の志望によって日本国籍を取得し、複数国籍となる。

イ これらに対し、日本国籍を有する者が自己の志望によって外国籍を取得したときは、当該外国籍の取得と同時に、かつ何らの手続を行うことなく自動的に、日本国籍を喪失する。

ウ これを別の観点から分類すると、以下の通りとなる。

理論上、複数国籍の発生は⑦生来的国籍取得の場面と①後発的国籍取得の場面があり、後者にはさらに、日本国籍を有する者が後発的に外国籍を取得して複数国籍となる場合(-1)と、外国籍を有する者が後発的に日本国籍を取得して複数国籍となる場合(-2)がある。そしてそのそれぞれについて、後発的な国籍取得には志望取得(-a)と当然取得(-b)があり得る。これらの分類を国籍法の規定と対照すると、以下の通りとなる(なお、括弧内は複数国籍に対する法の態度)。

⑦ 生来的取得による複数国籍 法2条1項2号(許容)

① 後発的取得による複数国籍

①-1-a 日本国籍を有する者の外国籍の志望取得 法11条1項(排除)

①-1-b 日本国籍を有する者の外国籍の当然取得 法11条1項の反対解釈
(許容)

①-2-a 外国籍を有する者の日本国籍の志望取得 法3条1項、5条2項、
17条1項(許容)(なお法17条2項は法5条2項の適用がなく複数国籍の発生を排除するが、法15条の適用がなされていないことにより法17条2項も適用の先例がない)

①-2-b 外国籍を有する者の日本国籍の当然取得 なし

このように、現行国籍法は、理論上複数国籍が発生する5つの場面のうち①-2-b を除く4つの場面について規定を設けており、そのうちの3つについて複数国籍の発生を許容している。これに対し、上記①-1-a の場面、すなわち法11条1項が適用される場面のみ、複数国籍の発生を排除している。つまり、法が規定を設けている、複数国籍が発生しうる場面のうち、法11条1項の適用場面においてのみ、複数国籍の発生を阻止しているのである。

(2) 差別的取扱の具体的な内容

ア 国籍選択の機会

上記①乃至③の場合は、いったん複数国籍となることが認められる。そして一定の熟慮期間を経て、日本国籍と外国籍のいずれかを選択する機会を与えられる（法14条）。

これに対し法11条1項の適用を受ける者は、国籍選択の機会を与えられずに、当然に日本国籍を喪失させられる。

このように、法11条1項は国籍選択の機会の有無について、上記①乃至③の場合との間に差別的取扱を生じさせている。

イ 日本国籍を保持する機会

法14条2項に定める日本国籍の選択宣言は、前述の通り当然には複数国籍を解消しない。そして国籍選択宣言を行った者に対する外国籍離脱の努力義務（法16条）は訓示規定とされ法的な強制力はないから、その者は複数国籍の保持を継続することができる。

これに対して法11条1項の適用を受ける者は、国籍選択の機会を与えられないことの結果、国籍選択宣言を行う機会もなく、複数国籍を保持する機会も与えられない。

このように、法11条1項は最終的に日本国籍を保有する機会の有無について、上記①乃至③の場合との間に差別的取扱を生じさせている。

2 法11条1項の憲法14条1項適合性を判断する基準

(1) 憲法14条1項と同10条の関係

ア 憲法14条1項は、法の下の平等を定めており、この規定は、事柄の性質に即応した合理的な根拠に基づくものでない限り、法的な差別的取扱を禁止する趣旨である。

他方、憲法10条は、「日本国民たる要件は、法律でこれを定める。」と規定し、これを受け、国籍法は、国籍の得喪に関する要件を規定している。憲法10条の規定は、国籍は国家の構成員としての資格であり、国籍の得喪に関する要件を定めるに当たってはそれぞれの国の歴史的事情、伝統、政治的、社会的及び経済的環境等、種々の要因を考慮する必要があることから、これをどのように定めるかについて、立法府の裁量判断に委ねる趣旨のものであると解される。しかしながら、このようにして定められた日本国籍の取得に関する法律の要件によって生じた区別が、合理的理由のない差別的取扱となるときは、憲法14条1項違反の問題を生ずることはいうまでもない。

イ 被告は、憲法10条を根拠に、国籍の得喪に関する要件の定め方については立法府に特別に広範な裁量が認められている、と主張する。

しかしながら、かかる主張は判例の採るところではない。すなわち、最高裁平成14年11月22日判決、最高裁平成20年6月4日大法廷判決、最高裁平成27年3月10日判決、その他の国籍法制の合憲性判断に関する最高裁判決を見ても、「国籍の得喪に関する要件の定め方については立法府に特別に広範な裁量が認められる」との判断を示したものはない。これらの裁判において被告が上記のような「国籍法制に関し特別に広範な立法裁量が存在する」との主張を展開していたことを考えるならば、この点に一切言及しない上記各最判は、かかる被告の主張を排斥する判断を示しているものと理解するのが正しい。

(2) 憲法14条1項適合性の判断基準

ア 次に、法11条1項が憲法14条1項に適合するか否か、言い換えれば法11条1項による上記差別取扱が合理性を有するか否かの判断は、次のように行われるべきである。

すなわち、立法府に与えられた裁量を行使しても、なおそのような区別をすることの立法目的に合理的な根拠が認められない場合、又はその具体的な区別と上記の立法目的との間に合理的関連性が認められない場合には、当該区別は、合理的な理由のない差別として、憲法14条1項に違反するものとなる。

イ そして、最高裁平成20年6月4日大法廷判決は、「日本国籍は、我が国構成員としての資格であるとともに、我が国において基本的人権の尊重、公的資格の付与、公的給付等を受ける上で意味を持つ重要な法的地位でもある。」とし、「日本国籍取得の要件に関して区別を生じさせることに合理的な理由があるか否かについては、慎重に検討することが必要である。」と判示している。

上記最大判が指摘する日本国籍の重要性は、日本国籍の喪失の要件について区別を生じさせている法11条1項の憲法14条1項適合性が問題となる本件においても、当然に重視し尊重されるべき点である。

また、本件は上記最大判の事案と異なり日本国籍取得の要件に関して区別を生じさせているものではないが、上記最大判において憲法14条1項適合性が問われた改正前法3条1項が日本国籍の後発的取得の要件に関する区別の合理性が問われたものであるのに対し、本件はもともと有する日本国籍を喪失させる法11条1項の取扱に関する区別の合理性が問われる事案であり、改正前法3条1項に比しても、より権利利益の侵害が強度であり、また要保護性が高いことは明らかである。さらに、法11条1項が本人の意思によらずに日本国籍を喪失させる点は、上記最大判が重視した、「本人の意思によらない事情による国籍取得の要件における区別」と共通する点があるのであり、この点からも、法

11条1項の適用対象者に限り国籍選択の機会を与えず日本国籍を喪失させることに合理的理由があるかについて、より一層「慎重に検討することが必要である」ものというべきである。

ウ 以上を踏まえて、法11条1項の立法目的とされる「国籍変更の自由の保障」及び「複数国籍防止」のそれぞれについて、その合理性及び差別的取扱との合理的関連性の有無を論じる。

3 法11条1項の違憲性——「国籍変更の自由の保障」という立法目的

(1) 立法目的の合理性

ア 抽象的にいえば、その目的自体には合理性がある。しかしながら、外国籍を取得した日本国民が日本国籍を離脱する場合は、その外国籍の取得の形態（生来的か、後発的な志望取得あるいは当然取得か）に関わらず、法13条が定める国籍離脱手続によって実現することが可能である。したがって、法11条1項に「国籍変更の自由を保障するための制度」としての固有の存在意義ないし役割は認められない。

イ これに対して、甲57・田代論文が指摘する「例外的場面」においては、日本国民が日本国籍を離脱し当該外国籍を取得するためには、法11条1項の適用が不可欠となる。この限りにおいて、「国籍変更の自由の保障」は法11条1項の機能としての有用性を肯定しうる。

ただし、このような機能・役割が現行法制定時・法改正時に立法者によって説明された事実はなく、これを法11条1項の立法目的ということはできないこと、このような理論上の有用性がどこまで現実的なものであるのか不明であること、被告自身も法11条1項のこのような機能を同規定の立法目的の一部として位置付けていないこと、は前述したとおりである。

(2) 立法目的とその達成手段としての法11条1項による差別的取扱の合理的関連性

ア 法11条1項は外国籍を志望取得した者の国籍を日本国籍から当該外国籍に変更する（外国籍を取得する代わりに日本国籍を喪失させる）ことを本人の意思に関わらず強制する制度である。したがって、「自由の保障」とは本質的に相容れないものであり、立法目的との合理的関連性は全くない。

しかも、複数国籍の発生を認める他の制度（前記①乃至③）が国籍選択の機会と自由（すなわち国籍を変更するか否かの選択の自由）を認めるのに対し、法11条1項のみこれを認めないが、外国籍の志望取得の場合に限り選択の機会と自由を認めない取扱をすることが、「国籍変更の自由」を保障することと合理的関連性があるとは到底いえない。

イ 甲57・田代論文が指摘する限定された場面においては、国籍変更の自由を保障するために外国籍の志望取得と同時に日本国籍を喪失させる必要があるといえることから、立法目的とその達成手段としての法11条1項の制度との間には合理的関連性があるといえる。

しかしながら、法11条1項はかかる限定された場面を超えて適用されることが予定されており、それらの場面においては本人の意思に関わらず（本人の意思を無視して）日本国籍を自動的に喪失させる、すなわち国籍変更の自由を保障するどころか逆に国籍変更を強制する効果を生じさせている。このように、法11条1項の上記の限定された場面における効用を考慮してもなお、「国籍変更の自由の保障」という立法目的と、外国籍を志望取得した者の日本国籍を一律に喪失させるという制度との間の合理的関連性は認められない。

(3) 小結

以上の通り、法11条1項の「国籍変更の自由の保障」という立法目的は限定された場面を除いてその合理性が認められず、かつかかる限定された場面にお

ける有用性を前提としても、その適用範囲が過度に広範すぎて立法目的との間の合理的関連性を有しない。

なお、本件原告らが帰化し、あるいは帰化を希望する外国（スイス、フランス、リヒテンシュタイン）は、いずれも帰化と同時に原国籍を離脱することを要件としていない。したがって、法11条1項によって帰化と同時に日本国籍を喪失させる必要はないのであり、法11条1項によって国籍変更の自由が保障される、という関係にはない。

4 法11条1項の違憲性——「複数国籍防止」という立法目的

（1）立法目的の合理性

国籍法は、複数国籍の発生を広く認める一方で、これを防止ないしは解消するための制度も設けている。したがって、国籍法は「複数国籍の防止」を立法政策の一つとして掲げているということができる。

しかし、その立法政策の具体的内容を子細に検討するならば、法はいったん発生した複数国籍を本人の意思に基づいて解消していく、という方針を採用している。また被告国もそのような法の方針を理解し尊重して、国籍選択を強制する選択催告制度の運用を控えている。このように、現行国籍法はその制度及び運用が相まって、「複数国籍の発生を認めつつ本人の意思に基づき複数国籍を解消していく」という方針を有している。

このような方針が明確に示されたのは1984（昭和59）年改正時であるが、この際に、「外国籍の志望取得の場面に限っては複数国籍の発生を厳格に抑止する」という方針が明示された事実はなく、また「外国籍の志望取得の場面に限っては複数国籍の発生を厳格に抑止する」必要性も示されていない。したがって、法11条1項の立法目的である「複数国籍防止」についても、上記のような国籍法全体の方針と整合性を持つものとして考える必要がある。

(2) 立法目的とその達成手段としての法11条1項による差別的取扱の合理的関連性

ア 合理的関連性についての考え方

立法目的と差別的取扱の間に合理的な関連性が認められるためには、そのような差別的取扱をすることによって立法目的が達成され、逆にそのような差別的取扱を行わなければ立法目的が達成されず、立法目的達成と差別的取扱との比較衡量において前者が後者より重要であると判断されることが必要である。

逆に、差別的取扱の有無によって立法目的の達成に差がない場合、差別的取扱をしなくても立法目的の達成が可能である場合には、そもそも立法目的と差別的取扱の間に関連性があるとはいえないし、立法目的達成による利益よりも差別的取扱による不利益の方が重大である場合には、その差別的取扱に合理性があるとはいえない。

イ 当然取得の場面との差別的取扱について

- (ア) 外国籍の当然取得は、法11条1項の「自己の志望により外国籍を取得した」という要件の解釈によって同条の適用対象外とされ、日本国籍を喪失しない。このように、法11条1項自身が外国籍の志望取得と当然取得を区別して取り扱っているものである。
- (イ) 複数国籍の防止解消という観点から見るならば、当然取得によって外国籍を取得した者も、自己の志望によって外国籍を取得した者も、その結果生じる複数国籍状態には何ら差異はなく、「当然取得に起因する複数国籍の方が志望取得に起因する複数国籍よりも弊害のおそれが少ない」などということはおよそあり得ない。したがって、複数国籍防止という法11条1項の立法

目的に照らして、当然取得と志望取得との間で日本国籍の保持・喪失に関する扱いに差異を設けることの合理的根拠は見出しがたい。

(ウ) なお、被告は当然取得の場合には「外国国籍の取得には本人の意思が介在していないから、当該外国国籍の取得をもって直ちに国籍法11条1項のように日本国籍を失うこととすると、何ら本人の意思を介在させることなく日本国籍を失わせることとなってしまう」と主張する(被告準備書面(2)8頁ア)。

しかしながら、志望取得の意思はあくまで当該外国国籍の取得に向けられたものであり、日本国籍の離脱に向けられたものではない。また、外国籍取得の意思と日本国籍離脱の意思は表裏一体のものではないし、そのように見做すことも誤りである。外国籍を志望取得した者も当然取得した者も、日本国籍を離脱する意思を持つとは限らないという点では同じであるから、両者を区別するものは「外国籍を取得する意思」の有無しかない。しかるに、なにゆえ外国籍を取得する意思を有する者は当然に日本国籍を喪失させることが許容されるのか、その点の合理的根拠は何ら示されていない。

(エ) 他方、「当然取得においては国籍取得の意思を要しない」といっても、それは当該外国法の規定が国籍取得意思の表明を要件としていない、ということであり、実際に外国籍を当然取得する者がそのこと（外国人との身分関係の形成などによって当該外国籍を取得すること）を理解し、かつこれを希望している場合も少なくない。このような場合には外国籍の志望取得とその実質において同様であるのに、志望取得と当然取得とで（外国法が国籍取得意思の表明を要件としているか否かによって）国籍喪失の有無を異にするのは、合理的理由があるとは言い難い。

(オ) そもそも、志望取得といつてもその者の国籍取得の意思の表明が当然に国籍取得の効果を生じさせるものではなく、当該外国の国籍取得制度において国籍取得意思の表明をその要件としているが故に、国籍取得意思の表明が求められるものである。それはまた、国籍取得において取得意思の表明を要件

とするか否かという当該国における立法政策上の選択によって、志望取得か当然取得かが変わるということでもある。このような他国の立法政策上の選択によって日本における複数国籍防止の要請の度合いに変化が生じるのは合理性がないし、合理的必要性がないにもかかわらず他国の立法政策によって国籍の喪失が自動的に変動することも合理性がない。

例えば、我が国の国籍法における「認知による国籍取得」の取扱を見ると、旧法においては日本人父の認知による当然取得が規定されていた（旧国籍法5条3号）が、1950（昭和25）年の現行法制定時にはこれが廃止され、その後1984（昭和59）年改正において志望取得の制度として創設された（法3条1項）。このような「認知による国籍取得」制度の変遷は、家制度との関連や国籍取得における本人の意思の尊重、あるいは血統主義の補完といったその時々の要請に基づくものであるが、その一方で複数国籍防止とは無関係である（法3条1項の創設に際して複数国籍防止が論じられなかつたことは、同項自体に複数国籍発生防止を目的とした何らの要件も付加されていないことから明らかである）。このように国籍付与の要件に関する立法政策が様々な要因によって変動することはどの国でもありうることであって、他の（複数国籍防止とは全く無関係な）立法政策の変動によって自国の複数国籍防止の要請が高まったり弱まったりするということに合理性が認められないことは明らかである。

(カ) 加えて、法11条1項のような制度を有しない国では、そもそも志望取得・当然取得という分類は条文解釈上の実益を有せず、したがって国籍取得意思の有無と複数国籍防止を関連づける考え方自体も存在しないものと考えられる。そのような国の国籍法制においてたまたま国籍取得の申請の意思表示が要件とされていたがために、これを行った日本国民がその国籍を喪失することは、理不尽である。

(キ) このように、外国の法制の変動によって、日本国籍の存否が左右されることが、しかもその外国法制の変動が法11条1項の立法目的である複数国籍防止と全く無関係でありうることを考えるならば、外国籍取得意思の有無と国籍喪失の成否を関連づけることに合理的理由があるとは言い難い。

(ク) 以上より、外国籍の当然取得の場合に日本国籍を喪失しないこととの対比において、外国籍を志望取得した者の日本国籍を喪失させるという差別的取扱をすることが、複数国籍防止という立法目的との間の合理的関連性を有するとは言い難い。

ウ 生来的取得による複数国籍の場面との差別的取扱について

(ア) 日本国籍と外国籍を生来的に取得した者も、それによって生じた複数国籍の状態は、外国籍を志望取得したことによって生じた複数国籍と何ら異なるところはない。

また、生来的な複数国籍は本人の意思により生じたものではないが、そこで言うところの「本人の意思」とは外国籍を取得する意思であるところ、外国籍を取得する意思の存在が当然に日本国籍を喪失させる根拠となるものではないことは前述したとおりであるから、生来的な国籍取得が本人の意思により生じたものではないことが外国籍の志望取得の場合と取扱を異にするとの根拠とはなり得ない。

(イ) なお、被告は、生来的な複数国籍は「重国籍の発生について当該個人に責任がないこと」を理由に、ひとまず複数国籍が発生することを容認するものである、と主張する(被告準備書面(2)8頁乃至9頁)。しかしながら、そこで言う「責任」とは誰の何に対する責任を意味するのか不明であるうえ、そもそも国籍法は個人の帰責性を理由に日本国籍の得喪を左右するという仕組みを採用していない(被告も「法11条1項による国籍喪失の根拠は本人の

帰責性にある」とは主張していない)のであるから、被告の主張は根拠がない。

(ウ) また、「当該個人に責任がない」との主張が本人の行為起因性（本人の行為によって複数国籍となったこと）を意味するとしても、そもそもなにゆえに外国籍を志望取得した者が当然に日本国籍を喪失させられるのかが問題となっているのだから、全く説明になっていない。しかも、外国籍の当然取得（前述）や日本国籍の志望取得（次述）による複数国籍の場合も本人の行為起因性が認められるのであるから、外国籍の志望取得の場合と同様に日本国籍を喪失させるべきことになってしまい、現行法と矛盾する。

したがって、被告の主張が失当であることは明らかである。

(エ) 以上より、生来的取得による複数国籍の場面との対比において、外国籍を志望取得した者の日本国籍を喪失させるという差別的取扱をすることが、複数国籍防止という立法目的との間で合理的関連性を有するとは言い難い。

エ 日本国籍の志望取得の場面との差別的取扱について

(ア) 志望取得の手続（法3条1項、法17条1項、法5条2項）により日本国籍を取得した外国人と、外国籍を志望取得した日本国民との間で、その結果生じる複数国籍の状態に何らの違いも存在しないことは明白である。

のみならず、志望取得によって日本国籍を取得する際に原国籍の離脱を要件とする（さらに厳格な取扱とするならば原国籍の離脱が不可能な場合は日本国籍取得を認めないとする）ことは法技術的にもちろん可能であり（その実例として法5条1項5号があり、平成20年改正以前は日本人父から認知された子は簡易帰化の対象として同号が適用された）、複数国籍防止の観点からは原国籍の離脱を要件とするべきであるともいえる。にもかかわらず法3条1項及び法17条1項はそのような条件を設けておらず、法5条2項も原国籍の離脱が不可能な場合を救済している。これらと対比したときに外

籍の志望取得との間の差別的取扱に立法目的との間で合理的関連性が認められないことは明白である。

(イ) 法3条1項は、父母両系主義を採用した結果、日本人父から出生後認知された子と、日本人母から認知された子及び日本人父から胎児認知された子との間で生来的日本国籍の取得に大きな差が生じることを考慮して「血統主義の補完」を目的として設けられた制度であるが、血縁関係の補完（すなわち認知）に加えて本人の国籍取得の意思表明も要件とされたのは、国籍取得の有無を本人の意思にかからしめるためである。法11条1項についてかかる制度との対比を論じるならば、外国籍の志望取得の場合にも本人の意思を尊重する取扱とするのが合理的であり、本人の意思に関わらず日本国籍を喪失させることの根拠とはなり得ない。

(ウ) また、法17条1項は、外国籍を有する者が日本国民との血統上の関係を有することを尊重して、一定の要件の下で日本国籍の再取得を認める制度であり（父母両系血統主義の採用と直接の関係はない）、その際に原国籍の離脱を要件とせず、複数国籍の発生を認める。外国籍を志望取得した者も（帰化により日本国籍を取得した者を除き）血統による日本国民であり、その血統を尊重するならば法17条1項と同様にいったん複数国籍を認めた上で法14条による選択の機会を与えるのが整合性を有し合理的である。

(エ) さらに法5条2項について見るならば、一般的に言って帰化制度は国籍取得の諸制度の中でも国家の裁量的判断が許容される分野であり、複数国籍防止の要請も働きやすく、それを実現するための制度設計も比較的容易である。端的に言うならば、帰化は国籍取得の諸制度の中で複数国籍の防止を最も貫徹しやすい制度であり、「帰化の際には原国籍の離脱を要件とする、原国籍の離脱ができない者は帰化を認めない、あるいは帰化後一定期間内に原国籍を離脱しない者は帰化を取り消す」という制度設計とすることも、理論上・法技術上は十分に可能である。にもかかわらず、法5条2項はその仕組み上、

「帰化と同時に自動的に原国籍を失う」ことができない全ての者の（自己の意思で原国籍を離脱できない者のみならず、帰化後に自己の意思で原国籍を離脱することが可能な者も含めて）複数国籍を容認している。

これに対して、法11条1項はもともと日本国籍を持つ者が、国籍取得意の表明を要件とする手続に基づいて外国籍を取得したという事実のみに基づいて、日本との結合関係の強弱にかかわらず一律に日本国籍を喪失させるものである。帰化における法5条2項の対象者と比較して、法11条1項の対象者の方が複数国籍を防止する必要性が高い、あるいは日本国籍を取得ないし保持させる必要性が低い、というべき事情は何ら存在しないのであり、法5条2項が複数国籍の発生を容認する一方で法11条1項が複数国籍の防止を理由に日本国籍を喪失させることが衡平であるとは到底言い難い。

(オ) 以上より、日本国籍の志望取得による複数国籍の場面との対比において、外国籍を志望取得した者の日本国籍を喪失させるという差別的取扱をすることが、複数国籍防止という立法目的との間で合理的関連性を有するとは言い難い。

オ 上記①乃至③と法11条1項との差異

(ア) 前記①乃至③の場面で生じる複数国籍の状態と、日本人が外国籍を志望取得することによって生じる複数国籍の状態に、何ら差異がないことは言うまでもなく、前3者の方が後者より弊害のおそれが少ないなどということはおよそあり得ない。したがって、外国籍を志望取得した者のみ複数国籍の発生を厳格に防止することによって、複数国籍の弊害防止が達成できる、という関係にはない。

また、仮に法11条1項がなかったとしても、外国籍を志望取得した者は、上記①乃至③によって複数国籍となった者と同様、法14条の国籍選択制度

の対象となるのであり、「本人の意思に基づき複数国籍を解消する」という国籍法の複数国籍防止政策の達成に何ら支障が生じない。

したがって、法11条1項が外国籍を志望取得した者の日本国籍を喪失させることは、我が国国籍法が立脚する複数国籍防止政策の達成手段としての合理的関連性を有しない。

(イ) 被告は、法11条1項と、外国籍の当然取得による複数国籍の発生、生来的取得による複数国籍の発生、及び日本国籍の志望取得による複数国籍の発生とは、そもそも制度目的や趣旨が異なるのだから、複数国籍防止を図る方法に差異があるのは当然である、と反論する(被告準備書面(2)6頁乃至7頁)。

しかしながら問題は、国籍法がそれぞれ異なる制度目的や趣旨に基づいて複数国籍の発生を容認しつつ、国籍選択制度という統一された制度によってその解消を目指すという制度設計を設けている中で、何故に法11条1項の対象者のみがこの制度設計から除外され、外国籍の取得と同時に日本国籍を喪失させられなければならないか、である。

本件において論じられるべきは、生来的複数国籍や日本国籍の志望取得による複数国籍の制度目的や趣旨ではなく、何故に法11条1項の事案においてのみ複数国籍の発生自体が強力に抑止されなければならないか、である。

1950(昭和25)年の現行法制定時はもちろん、1984(昭和59)年の法改正時の法制審議会の議論や国会答弁の内容を見ても、外国籍を志望取得した場合に限って特に複数国籍の発生を厳格に抑制しなければならない理由、そのためにこの場合に限り日本国籍を強制的に喪失させてもやむを得ない理由について、ただの一言も議論された痕跡はない。そして本件訴訟においても、その理由について被告からはただの一つも主張されていない。これらの事実が、外国籍の志望取得の場面に限って日本国籍を喪失させる法11条1項の制度に合理的理由がないことを如実に物語るものである。

(3) 小結

以上より、外国籍を当然取得して複数国籍となった者、生来的に複数国籍を取得した者、及び日本国籍を志望取得して複数国籍となった者との対比において、法11条1項が外国籍を志望取得した者の意思に反して日本国籍を喪失させることは、「本人の意思に基づいて複数国籍を解消する」という国籍法の複数国籍防止の立法目的との関係で合理的関連性を有しないばかりか、かかる立法目的の実現を阻害するものである。

5 結論

以上より、法11条1項は憲法14条1項が定める平等原則に反し、無効である。

第6 立法事実の変遷

1 はじめに

原告らは、国民主権原理等の諸原理や憲法22条2項を定める憲法の下で現行国籍法が制定された時点で、改正前現行法8条は違憲であり、さらに複数国籍の発生を正面から認めた1984（昭和59）年改正の時点で、法11条1項の違憲性はさらに明らかになった、と主張するものであるが、仮に1984年改正時点において法11条1項の違憲性が明確ではなかったとしても、その後、遅くとも原告らが帰化をした1997年頃までには法11条1項はその合理性を基礎付ける立法事実を失い、違憲無効となったものであることを予備的に主張する（詳細は原告ら準備書面（11）33頁以下の通り）。

2 法11条1項を裏付ける立法事実

1984（昭和59）年改正前の現行法8条は、旧国籍法20条の文言を口語体に変えたほかは、内容を全く変更せずに承継して存続させた。そして改正前現行法8条がそのまま現行法11条1項となった。

法11条1項の立法目的として被告が主張するもののうち、「国籍変更の自由の保障」については、憲法22条2項が国籍離脱の自由を保障し、これを受けた改正前現行法10条が国籍離脱の手続について規定を設けた以上、もはや改正前現行法8条に国籍変更の自由の保障という役割を見出しえなくなったことは、既に論じたとおりである。

他方、複数国籍防止という立法目的については、憲法22条2項が複数国籍の存在を前提としていることや、当然取得による複数国籍を容認することとの整合性を考えると、改正前現行法8条の憲法適合性について既に疑義があるも

のの、改正前現行法制定時も複数国籍防止は国籍立法の一つの重要な指針とされ、改正前現行法にもそのための旧法以来の施策が維持されている（父系優先血統主義（改正前現行法2条）、帰化における原国籍離脱要件（同法4条5号）、国籍不留保による国籍喪失（同法9条）など）ことを考えるならば、改正前法8条は複数国籍の発生を防止する制度としての存在意義があった。

3 1984年改正後の立法事実の変遷

(1) 1984（昭和59）年改正

1984（昭和59）年改正は、複数国籍の発生を広く認めつつ（法2条1号2号、法3条1項、法17条1項、法5条2項）、国籍選択制度（法14条）によって本人の意思を尊重しつつ複数国籍を解消する、という複数国籍防止政策を採用した。また複数国籍の解消を本人の意思に委ねることによって、最終的に複数国籍が存続することも許容した（法16条）。

その一方で、改正前現行法8条を11条1項として維持したが、外国籍を志望取得した場合に限り複数国籍の発生を厳格に抑制することと、改正法における上記の複数国籍防止政策との整合性については検討されなかった。

(2) その後の立法事実の変遷

ア 複数国籍者の増大

1984（昭和59）年法改正の審議の際、既に法改正による複数国籍者の増大が予測され、被告も改正前の約4倍に当たる年間1万2000人程度の複数国籍者が発生する可能性がある旨を国会で答弁している（甲95（5頁第1段））。

その後、2004（平成16）年には、1985（昭和60）年に新たに発生した複数国籍者は年間約1万人程度、1992（平成4）年頃には年間約2万人程度、2002（平成14）年時点では年間約3万3000人程度と、当初の予

測を超える速度で複数国籍者が増加している実情を被告が国会に報告している（甲48（9頁第2段乃至第4段））。

このように、1984（昭和59）年改正時から複数国籍者の増大は予測され、かつそれが当初予想したよりも早いペースで進行しており、その増加の速度が低下したり、複数国籍者の数が減少したりすることは現実的に考え難いことは、1997（平成9）年時点において既に明らかであった。

イ 複数国籍の弊害のおそれが現実的なものではないことの認識の広がり

複数国籍防止の根拠である「複数国籍による弊害のおそれ」がかならずしも現実的なものではないことは、既に1984（昭和59）年法改正時に法制審議会において指摘されており（甲75）、その後も1984年発行の甲31、1997年発行の甲115、1998年発行の甲113等において繰り返し指摘されていた。

ウ 外国の法制の分析を通じた複数国籍の許容可能性に関する調査検討の進展

諸外国の国籍法制やその制度改正の経緯を紹介しつつ、複数国籍が国家にとって重大な問題ではないこと、むしろ複数国籍を認めることが国家と個人にとって有益であることを指摘し、我が国の国籍法においても複数国籍を認める方向で改正を検討すべき必要性を指摘するものとして、1994年の甲92、1997年の甲116、2003年の甲29、及び甲93等が存在する（甲29及び甲93は1997年以降のものであるが、その内容は1997年以前に存在した各国の法制度の状況を紹介するものである）。

エ 外国籍の志望取得を理由に自国の国籍を喪失させる制度の廃止の流れ

外国籍の志望取得を理由に自国の国籍を喪失させる制度を持つ国が減少していることは、既に1984（昭和59）年法改正時に被告自身から報告されてい

る（甲114（33頁））。また、2018年には75%の国が外国籍を志望取得しても原国籍を喪失しないという、複数国籍に対してより寛容な制度を採用していることが報告されており（甲97の1、甲97の2）、その中では1997年頃には約55%の国が同様の施策を採用していることが見て取れる。

4 結論

以上の通り、1984年改正以降、日本国籍と外国籍の複数国籍者は加速度的に増加しており、これと併行して複数国籍による弊害の問題が解明され、さらに複数国籍が当該個人のみならず国家にとっても有益であることが指摘され、複数国籍を容認する意見が登場するようになっている。さらに法11条1項に相当する制度を有する国は、1984年法改正時から「実は少なかった」ところ、その後さらに減少し、1997年当時には過半数の国が外国籍を志望取得しても原国籍を喪失しないという制度に移行していた。このような1984年以降の変化を見るならば、仮に1984年当時は法11条1項の合理性を支える立法事実が辛うじて維持されていたとしても、それは1997年当時には既に失われていたものというべきである。

第7 原告7及び原告8の訴えの利益

1 今まさに幸福追求権が侵害されていること

(1) 原告7及び原告8は、居住国での生活の安定や職業生活を通した自己実現等を図るために居住国の国籍を取得することを必要とし、かつ、切望している(原告7につき甲146(21頁乃至23頁)及び甲151、原告8につき甲122(6頁))。

まず原告7は、スイス政府から付与されているCパーミットは永住権でも国籍でもなく在留や生活の保障の点で制約があるため、より安定した地位を獲得してスイスでの活躍の機会を増やしたいと望んでいる。より具体的に言うと、原告7は、複数国籍が珍しくないスイス社会において、スイス国籍を有する複数国籍の同僚たちとの競争にさらされており、自分がスイス国籍を有しないことに「自分だけが足かせをはめられているような、忸怩たる思い」を抱き、その「足かせを外したい」と望み、そのためにスイス国籍を必要としている。

また、原告7は、国際的な危機状況下においても家族の分断を回避することを望んでおり、そのためには「家族全員で共通する国籍を持つ」必要がある。そして、原告7が台湾籍の妻そしていずれ生まれるかもしれない子どもたちと共に通の国籍を持つためには、原告7がスイス国籍を取得するのが最も現実的で確実な方法である(甲146(20頁乃至23頁))。

原告7が懸念していた国際的な危機状況下での家族分断のおそれが顕在化したのが、現在も拡大中のコロナウイルス危機の最中であった。原告7は、2020年(令和2)年3月、本件訴訟の原告本人尋問のため日本に一時帰国する予定であったが、コロナウイルス危機が深まる中で日本に帰国した場合、外国人として滞在するスイスに問題なく帰ることができるのかどうかが

危ぶまれたため、スイスを出国して日本に帰国することを諦めざるを得なかつた。

Cパーミットがあつてもスイス国籍がないために国籍国である日本に帰国することさえ叶わなかつたというこの体験を通じて、原告7は、「私たちの異国民としての人生・立場など、ごみにも満たない小さなコロナウイルスの吐息で大きく吹き崩されてしまうほどちっぽけで不安定なものだつた」と痛感させられた（甲151（7頁））。見通しの立たない国際情勢の中で原告7は、スイスでの居住と生活の安定のためにスイス国籍を一刻も早く取得することの必要性を、切実に感じている。

原告8は、居住国であるフランスで自分や家族に影響ある法改正に参加できずにいることや、外国人排斥の風潮が強まる居住国で外国人として暮らしつづけることに不安を感じており、また、仕事を通した自己実現（ビジネスや後進の育成）を目指す上でフランス国籍があることの有利性を実感していることから、フランス国籍の取得を必要としている（甲122（6頁））。

(2) そして両原告とも、申請さえすれば確実に居住国の国籍を取得できる状態にある（原告7につき甲146（37頁乃至39頁）、原告8につき甲122（5頁）、原告ら準備書面（6）第1・1（1）及び（2）参照）。

(3) また、両原告は、人格権の重要な要素であり幸福追求にとつても不可欠な日本国籍の保持も強く望んでいる（原告7につき甲146（24頁乃至37頁）、原告8につき甲122（6頁乃至7頁）。本書面第3・1（2）参照）。

(4) ところが、両原告が居住国の国籍取得を申請してその取得が実現すると、即時に、両原告の日本国籍は法11条1項によって自動的かつ機械的に剥奪されてしまう。

そのため、両原告は、外国籍を志望取得しても日本国籍を失わない地位にあることが確認されない限り、居住国の国籍取得を申請することができない。両原告は、今まさに法11条1項によって日本国籍か居住国の国籍かという

選びようのない二者択一を強いられ、幸福追求権を侵害され、かつ、日本国籍を離脱するか否かを決定する自由すなわち国籍に関する自己決定権を侵害されている。

2 事後の金銭賠償では救済にならないこと

原告7、原告8が居住国の国籍を取得したために日本国籍を失った場合、「日本国籍喪失による精神的損害」は金銭で事後的に慰謝し得るとしても、日本国籍は我が国の主権者としての資格であるなど金銭で代替できる性質のものではないから（本書面第4参照）、日本国籍喪失という損害を金銭で償うことは不可能である。

3 結論

以上のとおり、原告7及び原告8は、現に幸福追求権や国籍に関する自己決定権を侵害されており、その侵害を取り除くには法11条1項が違憲無効であることを前提に外国籍を取得しても日本国籍を失わない地位にあることの確認を求めるしかない。すなわち、「事前の救済を認めないことを著しく不相当とする特段の事情」がある。

したがって、原告7及び原告8は本件訴えの確認の利益を有しており、両原告には原告適格がある。

第8 被告の過失 国家賠償責任

1 違憲の規定であり、速やかな改廃がなされるべきであったこと

既に述べたとおり、法11条1項は、1950（昭和25）年の立法当初から国民主権原理、基本的人権尊重原理及び「個人の尊重」原理との関係で憲法10条に違反し、かつ、憲法13条及び22条2項に違反していた（本書面第4）。さらに、1984（昭和59）年の国籍法改正で複数国籍の発生を広く肯定する法改正（父母両系主義の導入（2条1号）、国籍選択制度の創設（13条、14条）、日本への帰化の場合の原国籍喪失要件の緩和（5条2項）等）がなされて以降、法11条1項は憲法14条1項にも違反することが一層明らかとなつた（本書面第5）。仮に1984年改正時までに憲法14条1項違反とならなかつたとしても、その後の立法事実の変化により遅くとも1997年頃までに同条項違反となつた。

2 被告の過失と不作為、損害の発生

(1) そこで、被告が法11条1項の違憲性を認識する機会が生じえたのはいつだったかを検証すると、以下のとおり、遅くとも1989年頃までにはその機会があったと言うことができる。

(2) まず、被告は、1982（昭和57）年には、兵役義務のない日本では複数国籍が「困る」ことの「説明がしにくい」こと、つまり“複数国籍の発生防止”が現憲法下での立法目的として正当化が困難であると理解していた（甲75（41～42頁））。また被告は、1984（昭和59）年には、国籍の積極的抵触の防止がもはや国際的な原則でなくなっていることも認識していた（甲106（63頁、67頁乃至68頁）、甲107（23頁以下）、甲108（5

2頁）。原告ら準備書面（9）第4・3（41頁乃至44頁）。これらの事実は、複数国籍の発生防止を立法目的としてきた法11条1項の正当性について、この時期までに被告が疑惑を抱く契機があったことを示すものと言うことができる。

(3) 次に、被告は、遅くとも1984年までに、一旦付与された日本国籍には権利性が生じ、日本国籍は恣意的に奪われてはならないものであることを認識していた（1984年4月13日衆議院法務委員会における枇杷田政府委員の答弁、甲89（4頁第3段）。1984年5月10日参議院法務委員会における同政府委員の答弁、甲109（3頁第4段、4頁第2段））。これは、被告が本人の意思に反して日本国籍を喪失させる規定には違憲の問題が生じ得るとの認識を示したものと言うことができる。

(4) また、この1984年国籍法改正では、複数国籍の発生を広く肯定しそれらの解消は本人の意思を尊重して行うこととされた（法2条1号、13条、14条）。その法案の起草及び審議においては「本人の意思」を意識した検討がなされたはずであり、被告はその過程において法11条1項が本人の意思に反して日本国籍を喪失させる規定であることを当然に認識できたと言うことができる。

すなわち、1984年の法改正時に被告には、立法目的との関連で法11条1項の正当性に疑惑を抱く契機があり、同条項が本人の意思に反して日本国籍を喪失させるという違憲の問題を生じさせる規定であることも認識できた。そして当時はまさに国籍法の改正作業が行われていたのだから、この時期こそ法11条1項を改廃する最大の好機であった。

ところが被告は、法11条1項による日本国籍喪失について、「積極的に外国の国籍が欲しいということでその当該外国から承認されたわけでござりますので、したがって日本の国籍は形骸化するので、当然失うというのが一項でございます。」として本人の離脱意思ではなく国籍形骸化を根拠とする新解釈

を示し、同条項の改廃に取り組むのをあえて避けた（1984年4月13日衆議院法務委員会、枇杷田政府委員、甲89（17頁第3段））。この唐突な新解釈は、被告が法11条1項による日本国籍喪失を本人の意思によって根拠づけることができないと気づいた結果、同条項を正当化するために捻出されたものではないかと強く疑われる。

(5) 一方、この1984年の国籍法改正を境に、法11条1項の性質についての通説は大きな転換を見せた。すなわち、国籍法の通説的な見解は、自己の志望による外国籍取得に基づく日本国籍の喪失を説明する際、1975（昭和48）年には「自己の志望によって外国の国籍を取得することは、その反面、当然に従来の国籍を放棄する暗黙の意思があると認めるべきであるからである」としていた（江川初版、甲119（59頁））が、1989（平成元）年には旧説を改め、「この場合における国籍の喪失は、後に述べる国籍の離脱の場合と異なり、直接に個人の意思に基づくものではない」、「ここでの国籍の喪失は、本人が従来の国籍を放棄する意思のないときでも、志望による外国国籍の取得によって自動的に効力を生ずるのであるから、厳格にいえば、個人の意思に基づく国籍の喪失でないことはいうまでもない」（江川新版、甲120（120頁）。下線は原告ら訴訟代理人）として、法11条1項が本人の意思に反して日本国籍を奪う規定であることを明示するに至った。（1997（平成9）年発行の江川3版（甲11（131頁））も同説明を維持している。）

被告は、国籍行政を担当する責任官庁として国籍法に関する学説状況、就中通説の内容を把握し続けていてしかるべきであり、遅くともこの江川新版が発行された1989年6月以降、被告は法11条1項が本人の意思に反して日本国籍を剥奪しうる規定であり、違憲の問題が生じうることを、確実に認識することができたと言うことができる。

(6) このように、1984年の国籍法改正前から被告は複数国籍発生防止の必要性に疑問を持ち、国籍の権利性についても認識しており、1984年の国籍法

改正では、上述の通り複数国籍の発生を広く肯定し、それらの解消は本人の意思を尊重して行うこととされた。その直後に通説が、法11条1項は本人の意思にかかわらず日本国籍を剥奪し得る規定であることを示した。

このような事実をふまえると、被告は、通説の指摘を受けて、法11条1項と他の条項における本人の意思の扱いの区別を設けることについてはたして合理性があるかどうかを検証すべきこと、すなわち憲法14条1項違反の有無を検証すべきことも、容易に認識できた。したがって、被告は、1989年までに法11条1項の違憲性について検証する契機を得ており、日本国籍の憲法上の重要性に鑑みれば、直ちに検証を開始すべきであった。

そして、1989年から1990年台初頭頃までに検証を行なっていれば、原告らのうち最も早い時期に外国籍を取得した原告2のイスラム国籍取得時期である1997（平成9）年6月より前に法11条1項を改廃する立法を実現する十分な時間があった。

(7) ところが被告は、その検証を怠り、法11条1項によって日本国民が日本国籍を剥奪されるのを漫然と放置しつづけた。その結果、原告1乃至原告6は、外国籍取得と同時に同条項により日本国籍を喪失したとして扱われ、甚大な精神的損害を被った（本書面第4・1（3）。甲50、甲121、甲138、甲139、甲145参照）。その損害は、金銭に換算すると各人につき50万円を下らない。

3 結論

したがって、被告は、原告1乃至原告6に対して、法11条1項の改廃を怠った立法不作為による損害賠償責任（国家賠償法1条1項）を免れない。

第9 おわりに——違憲判断がなされるべきこと

本件の憲法及び法律上の争点については上述したとおりであり、原告らの請求はすべて認容されなくてはならない。

原告らの請求が認容されるということは法11条1項の違憲無効判断がなされるということである。そして、法11条1項の違憲無効判断には下記のとおり必要性、許容性がある。

まず、法11条1項が違憲無効となれば、原告らだけでなく、法11条1項によって苦しめられている多くの日本国民が救済される（武田報告書及び同添付集計表・甲124条の1乃至甲124条の4）。原告1乃至原告6と同様に日本国籍を剥奪されたと扱われている人々は日本国民としての資格及び地位を正式に回復し、原告7や原告8と同様に国外に居住する日本国民は日本との繋がりを保持したまま居住国でその幸福を追求することが可能となる。

このような救済は、本来は立法府が進んでなすべきこととも考えられようが、原告1乃至原告6をはじめとする法11条1項により日本国籍を剥奪されたと扱われている人々は、憲法が要請する民主制の過程から排除されており、しかも、アンケート分析によって初めて明らかになったように（甲124の1）、法11条1項のもたらす深刻な不利益は日本国内においてまったく知られていない。このような状況下で、法11条1項による不利益を救済することは、裁判所のみがなしうることである。

すなわち、本件訴訟では裁判所による積極的な違憲判断がなされるべき高度の必要性がある。

一方、日本社会及び行政実務への影響を見ると、本件で法令違憲の判断がなされてもその影響は極めて限定的である。まず、法11条1項が違憲無効となつても、これまでであれば日本国籍を失っていた日本国民が日本国籍を失わずにするだけであり、それにより新たに複数国籍となった者には法13条及び1

4条が適用され、複数国籍の複数国籍の存続と解消を本人の自由意思の問題とする憲法22条2項に沿った処理がなされることとなるから、新たな立法措置は不要である。この点で、法3条1項の違憲無効判断（2008（平成20）年最高裁判決）では法改正が必要となり新たな日本国籍者（そして外国籍をも有する複数国籍者）を発生させることになったのと比べて、法11条1項違憲無効判断の影響ははるかに抑制的である。

確かに、現実的に考えるならば、法11条1項の対象者の中には、国籍選択を行わない者や、日本国籍の選択宣言をしたもののに外国籍を離脱せずに複数国籍を維持することを企図する者も出てくるであろう。しかしながら、すでに現状においても、毎年新たにおよそ3万人の複数国籍者が発生する（甲48・2004（平成16）年6月2日衆議院法務委員会議事録9頁第2段及び同頁第4段・いずれも房村政府参考人答弁）のに対して、例えば2018（平成29）年度の国籍選択者は国籍喪失届2010件（但しこの中には国籍法11条1項による国籍喪失者と法13条の国籍離脱による国籍喪失者の双方が含まれる）、国籍選択3041件、外国国籍喪失125件、国籍選択件数合計5176件であり（法務省戸籍統計より）、計算上は新たに複数国籍となった者のうち国籍選択をした者はわずか17パーセントに過ぎないのである。そして被告は法15条の選択催告を行わないという政策を探ることによってこのような選択未了者の発生と増大を許容している。そこに法11条1項の対象者が加わったとしても、国籍行政に影響を与えるような重大な変化をもたらすとはとうてい考え難い。しかも、1984年の国籍法改正以降、複数国籍者が一貫して増加し、近時はその数が90万人から100万人になろうとしているにもかかわらず、被告がそのことを問題として提起し、何らかの形で解決することを重要な政策課題として掲げたことは一度もない。そればかりか被告は、複数国籍者を個別に把握することも、その数を正確に調査することすら行っていない。

つまり被告も実際には複数国籍の発生と存在について厳格に管理したり制限したりすることを全く予定していないのであり、その背景には、複数国籍の弊害が全く根拠がないか、弊害のおそれがあったとしても抽象的・観念的なものにとどまるという事実がある（本書面第3・3（7））。法11条1項が違憲無効となり複数国籍者が多少増えたところで国籍実務にさしたる影響が生じないことは被告も理解しているものというべきである。

このように、法11条1項が違憲無効となっても日本社会や行政実務への影響はほとんどなく、違憲無効判断を回避すべき事情はない。

以上のとおり、裁判所が法11条1項を違憲無効と判断することには、日本国民が日本国民でないとして不当に扱われている状況を正して日本国民を救済するとともに、日本国民の幸福追求権を広く確保する意義があり、かつ、そのような救済は裁判所のみがなしうることである。法11条1項の違憲無効判断には高度の必要性があり、しかも、違憲判断を回避すべき事情はない。

したがって、裁判所は法11条1項を違憲無効と判断すべきである。

以上